

# 北海道東北地方知事会の 提言等について

平成27年7月

北海道東北地方知事会



## 北海道東北地方知事会構成員

北海道知事 高 橋 はるみ

青森県知事 三 村 申 吾

岩手県知事 達 増 拓 也

宮城県知事 村 井 嘉 浩

秋田県知事 佐 竹 敬 久

山形県知事 吉 村 美栄子

福島県知事 内 堀 雅 雄

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 目 次

### 【定期提言】

1. 地方創生の積極的な推進について .....1
2. 地方の財源確保について .....6
3. 農林水産業の持続的発展に係る施策の充実強化について .....9
4. 整備新幹線の建設促進について .....14
5. 並行在来線への支援措置について .....16
6. 高速交通ネットワークの整備促進について .....18
7. 地方航空路線の維持・拡充について .....19
8. 除雪事業の体制強化について .....21
9. 社会資本総合整備事業における「雪国ゼロ国制度」の創設について ...23
10. 地域医療の確保について.....24
11. 総合的な少子化対策及び女性活躍支援の推進について .....28
12. 高校生等を対象とした奨学金制度の拡充等について .....30
13. 水素ステーションの整備に係る支援の継続と拡充について .....31
14. 御嶽山噴火災害を踏まえた火山防災対策の強化について .....32
15. 土砂災害防止対策の推進について .....33
16. 北方領土問題の早期解決について .....34
17. 拉致問題の早期解決について .....35

## 【東日本大震災からの復興、災害に強い国づくりに向けた提言】

前文	36
1. 地域の実態に即した復興関連制度の確立	37
2. 被災者の生活再建に向けた支援	42
3. 甚大な被害を受けた農林水産業・商工業・観光関連産業等の 再建・経営支援及び雇用の確保	46
4. 地域の安全・安心と生活を支える公共インフラの早期復旧・復興	52
5. 原子力災害の速やかな収束と安全・安心の確保	55
6. 原子力災害による避難者への支援と風評被害対策、損害賠償、 地域の再生	60
7. 大震災を踏まえた防災体制の強化	64
8. 広域的にバランスの取れた高速交通ネットワークの形成と 公共インフラの整備	70
9. 世界に開かれた復興プロジェクトの実現	72
10. 再生可能エネルギーの導入促進	75
<b>【緊急要望】</b>	
平成 28 年度以降の復興事業のあり方についての緊急要望（H27.6.16 実施）	79



# 定 期 提 言

## 地方創生の積極的な推進について

日本全体の人口減少が急速に進行する中、北海道・東北地方においては、以前から首都圏への人口流出が大きかったことに加え、東日本大震災の発生により全国平均を上回る勢いで人口減少が進むなど、当地方における人口減少は、一層深刻な問題となっています。

これまでも、各道県においては、東日本大震災からの復興を迅速に進めることによる人口流出対策や、様々な少子化対策、若者の定住促進などに努めてきましたが、人口減少に歯止めをかけるまでには至っていません。

このまま、少子化の傾向が改善せず、地方から東京などの大都市への人口流出が続いた場合、地方だけでなく、我が国全体の社会経済システムにも大きな影響が及ぶことは避けられないことから、人口減少はまさに国家的課題と位置づけられます。

政府においては、昨年12月、東京一極集中の是正や若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえることなどを基本目標にした「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、2月には「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」を、更に、平成27年度地方財政計画に「まち・ひと・しごと創生事業費」を措置しました。

政府のこうした取組は、人口減少に歯止めをかけ、地方創生を実現させるとの姿勢の表れと受け止めておりますが、2014年の東京圏の転入超過は10万人を超え、転入超過が3年連続で拡大している状況です。

地方創生は、地方が創意工夫を凝らしながら取組を進めることはもちろん、国においても、地方ひいては日本が将来にわたり、活力ある社会を維持していくために、東京一極集中を抜本的に見直し、人口や企業の地方分散を進めるとともに、若者や女性が安心して地方に暮らし、子どもを産み育てやすい環境整備や、女性の活躍、基幹産業の振興により、地域や経済を活性化するための取組を政府の強力なリーダーシップにより推進されるよう、次のとおり提言します。



## 1. 地方の主体的な取組を支える財源の確保

人口減少は、その要因や課題が地域ごとに大きく異なることから、地域の実情に応じ、地方の責任と創意による対策を講じることが重要である。このためには、地方の自主性や主体性が最大限発揮できるための財源が不可欠であり、地方の一般財源総額の確保を含め、次に掲げる財政措置について、確実に講じること。

### (1) 「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充

平成 27 年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充を図るとともに、地方交付税の財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、より地方の施策の必要度に応じた算定方法とすること。

### (2) 地方の自主性・主体性に配慮した新型交付金の継続

平成 26 年度に先行的に創設された新型交付金については、今年度中に「2016 年度からの本格実施に向けて検討し、成案を得る」とこととされているが、地方における少子化対策や東京一極集中の是正に向けた取組は、継続的に実施していく必要があることから、5 年間の総合戦略期間において、地方の戦略的・機動的な事業執行が可能となるよう、戦略期間に見合った額の財源を確保すること。

また、地域ごとに実情や抱える課題等が異なることから、交付金の趣旨に沿った事業については、対象分野や対象経費の制約などは大幅に排除し、真に使い勝手の良い制度とするとともに、その配分に当たっては、財政力の弱い自治体において、より人口減少が進んでいることに鑑み、自治体の財政力を考慮した算定とすること。

なお、住民が他県や他の市町村に避難を余儀なくされているなど、被災地の置かれている状況を踏まえ、復興事業への柔軟な活用も可能とするなど、被災地域への十分な配慮を検討すること。

## 2. 東京一極集中の是正

政府は、地方から東京圏への転入者を6万人減少させ、東京圏から地方への転出者を4万人増加させるとしているが、2014年の東京圏の転出入は10万9千人と、2013年より更に増加している。

東京一極集中の流れは、むしろ強まっており、政府においては、不退転の決意で、次に掲げるこれまでにない大胆な政策を実行すること。

なお、国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、北海道・東北地方出身者の東京在住の割合は、他地域と比べて極めて高い状況にあり、東京圏と北海道・東北地方の関係は、東京一極集中の象徴である。

当地域における取組によって東京一極集中の是正を図ることは、日本全体のリーディングケースとなるものであり、政府においては、当地域における集中的な取組に全力をあげること。

### (1) 地方重視の経済政策の展開

各地方の人口の社会増減は、地方経済の状況と関係がみられ、国のマクロ経済政策の影響を強く受けるものである。

人口流出の防止には、我々地方が若者の雇用の確保等に全力で取り組む一方、国が地方重視の適切な経済財政政策を行うことも必要不可欠であることから、地方の基幹産業である一次産業や観光関連産業の振興対策の強化や大型の企業立地補助金の創設など人口流出に悩む地方を対象に集中的な投資を行うこと。

### (2) 企業の地方分散の促進

大都市への企業の集中は、地方からの人口流出の一因であり、合計特殊出生率の低い大都市に人口が集中することにより、日本全体の人口減少に拍車をかけている。

子どもを産み育てやすい環境にある地方に若者がとどまり、働くことができる雇用の場を創出するため、政府自ら産業の再配置政策を実施するほか、地方税の課税免除を減収補てんの対象に含めるなど、地方への企業の分散を促す制度を創設すること。

### (3) 政府機関等の分散

試験研究機関や研修機関など、政府機関等の積極的な地方への移転を促進すること。

なお、地方移転に当たっては、連携中枢都市に偏ることのないよう配慮すること。

### (4) 教育機関の分散と活性化

都市部の大学の定員超過の是正のあり方について検討を進め、大都市の大学等の新設を抑制し、地方の大学の定員増の促進や、地方への大学キャンパスの移転など地方分散を促進すること。

また、地方国立大学の運営費交付金を拡充するなど、地方大学の運営基盤の強化や活性化にも配慮すること。

### (5) 条件不利地域の支援

過疎・山村・離島等条件不利地域においては、今後も人口減少が続いた場合、集落が消滅する可能性もあることから、市町村の存続そのものが危機的状況に陥ることのないよう継続的な支援策を講じること。

### (6) 地方分散等を進める上で不可欠な地方の高速交通網の整備促進

高速道路網のミッシングリンク解消、暫定2車線区間の4車線化や新幹線網の早期整備、国内外航空ネットワークの充実など、企業の地方分散や地域の産業振興を進める上で不可欠な、広域的にバランスの取れた地方の高速交通網の整備を促進すること。

### (7) 地域産業を支える港湾の機能強化

地域産業の競争力強化のため、大型船舶が入港可能な岸壁や航路、防波堤等の整備を促し、国内外との物流拠点となる港湾の機能強化を図ること。

## (8) 都市部の高齢者の地方への分散

「住所地特例」制度の拡充をはじめとした、地方への移住を希望する都市部の高齢者に対応できる制度の充実を図ること。

## 3. 政府と地方が一体となった総合的な少子化対策の推進

我が国の少子化に歯止めをかけるためには、地方と政府が一体となって、国民が安心して結婚や子育てができる社会の実現に向けた総合的な取組を強力に進めていくことが必要である。

このため、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるとした「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、政府の十分なリーダーシップの下、子どもに対する医療費負担軽減に関する全国一律の助成や第3子以降の保育料無償化等、従来の枠を超えた新たな制度の創設に取り組むこと。

また、地域の実情を踏まえた地方が行う独自の取組に対して強く支援していくこと。

## 4. 女性の活躍による地域や経済の活性化

女性の能力を生かして、地域や経済の活性化を図るため、意欲ある女性が望む形で各ライフステージに応じ、働き続けられる環境の整備、社会全体の抜本的な意識改革やワーク・ライフ・バランスなどの取組を進めること。

## 5. 地方の声を反映させる仕組みの構築

東京一極集中を是正し、地方の活性化を図るには、地域の様々な課題に日々直面している地方自治体の意見が十分に反映される必要があることから、そのための検討を行うこと。

## 地方の財源確保について

地方財政の構造的な財源不足は、地方公共団体からの度重なる要請にもかかわらず、解消されないまま今日に至っており、平成 27 年度の地方財政計画では、前年度を相当程度上回る一般財源総額が確保されたものの、臨時財政対策債は一定程度の抑制は図られたが依然として高い水準となっており、地方公共団体は借金を前提とした財政運営を余儀なくされ、さらなる財政構造の硬直化が懸念されています。

多くの地方公共団体は財源不足の状況にあっても、持続可能な財政運営を行うため事務事業の見直しや人件費の抑制等に取り組み、懸命の努力を続けてきましたが、歳出削減努力はもはや限界にあります。

地方公共団体が今後も一層の行財政改革等の取組により収支均衡を図る最大限の努力を行う一方で、地方交付税も含めた地方一般財源総額の確保・拡充や、偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系の構築等による地方の財源確保を早急に実現する必要があります。

### 1. 地方税財源等の充実強化

#### (1) 地方一般財源総額の確保・拡充と地方財政計画の適正化

地方の恒常的な財源不足を解消し、持続的かつ安定的な財政運営を可能とするため、地方交付税も含めた地方一般財源総額の確保・拡充を図ること。

また、地方財政計画において生じる財源不足の解消に当たっては、地方財政の健全性を確保するため、多額の臨時財政対策債の発行によるのではなく、地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項の規定により国税の法定率を抜本的に引き上げて対処すること。

地方財政計画の策定に当たっては、社会保障関係費のみならず、地方創生の推進への対応や、投資単独事業等の地方の財政需要を適切に反映させ、歳出特別枠については、雇用対策、地域経済の活性化等の観点から措置されたものであることや、別枠加算については、地方の巨額の財

源不足に対応するために設けられたことを踏まえ、引き続き地方の実情に配慮すること。

## (2) 地方税体系の充実・強化

今後確実に増嵩が見込まれる医療・福祉等の社会保障や教育、警察といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくため、地域間の財政力格差に留意し、偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系を早期に構築すること。

## (3) 地方交付税の算定方法の見直し

地方において急速な人口減少が進行しているが、必ずしも人口減少に比例して行政需要が減るものではなく、むしろ、その克服に向けた取組の充実が求められていることから、地方の安定的な行財政運営に必要な不可欠な地方交付税について、財政需要を的確に捕捉し、人口減少が直接的に地方交付税の減額につながることはないよう算定方法の見直しを図ること。

## (4) 退職手当債の発行条件に係る特例措置の継続

平成 27 年度までとされている退職手当債の発行条件に関する特例措置について、平成 28 年度以降も大量退職が見込まれるため、平成 28 年度以降も継続すること。

## 2. 社会保障改革と財源確保

社会保障制度改革は、国と地方の双方が協力して推進する必要があるとの基本的な認識を堅持し、制度改革に伴う新たな地方負担が生じる場合には、地方の意見を十分に考慮し、地方への一方的な財政負担や事務負担が生じないよう十分に配慮すること。

また、人口減少や少子高齢化の進展による地方負担の増加はもとより、消費税率引上げに伴う社会保障の充実・強化に関連した地方負担の増加についても、地方財政計画に的確に反映し、確実な財源措置を講ずること。

### 3. 経済危機対策等により創設した各種基金事業の見直し

基金事業の中には、長期的・継続的な取組が必要な事業もあることから、事業の実態に応じて基金の積み増しや期間の延長を行うこと。また、地域の実情に応じて弾力的な対応が可能となるよう、要件の見直しを行うこと。

更に、事業期間が終了した場合においても地方公共団体が継続して事業を実施できるよう、早急に関係法令等の整備を図るとともに、事業に伴う十分な財源措置を講ずること。

### 4. 国と地方の協議の場の実効性ある運営等

地方負担の生じる制度改正、地方公務員給与のあり方等、地方に密接に関連する制度改革については、法制化された「国と地方の協議の場」を十分に活用して地方の意見を適切に反映させるとともに、一方的に地方への財政負担や事務負担を生じさせないよう配慮すること。

また、国と地方の税財源の配分のあり方の検討等に当たっては、地方のこれまでの行財政改革を十分尊重するとともに、国・地方を通じた中長期的な行財政改革を前提とし、国の財政改革のみを優先した一方的な決定は行わないこと。

## 農林水産業の持続的発展に係る施策の充実強化について

北海道・東北の農林水産業は、地域の経済・社会を支える基幹産業であるとともに、これまで、国民に対する食料の安定供給や、国土及び環境保全などの面で重要な役割を果たしてきました。

農業分野においては、水田農業は農村社会のコミュニティ維持にも重要な役割を果たしており、地方創生の観点からも持続的に営まれることが不可欠であることから、今年の米価下落を踏まえて、その再構築を図っていくことが喫緊の課題となっています。

一方、生産条件が不利なため、規模拡大を容易に進めることができない中山間地域農業については、他産業並みの所得を実現し、後継者を確保するために、国の支援策の拡充が必要です。

また、新たな「食料・農業・農村基本計画」に掲げる一連の農業改革等については、その進め方いかんによっては北海道・東北地方の農業・農村に大きな影響を及ぼしかねないことから、生産現場に混乱を来すことのないよう配慮して進める必要があります。

林業分野においては、森林は、水資源のかん養、国土の保全など、地域の環境を支える多様で大切な役割を果たしていますが、長引く木材価格の低迷に伴う採算性の悪化などにより、伐採後の再生林や間伐等の施業が十分に実施されない森林が多く、このままでは木材等生産機能を含めた森林の多面的機能の低下が懸念されることから、森林資源の循環利用に向けた、着実な森林整備を進める必要があります。

水産業分野においては、魚価の低迷や燃油価格の変動に加え、水産資源の減少や国際的な資源管理の実施などにより、漁業経営は一段と厳しさを増しているとともに、漁港施設の老朽化などにより水産物の安定供給に支障をきたす事態が懸念されています。

こうしたことから、農林水産業の持続的発展を図るため、次のことについて提言します。



## 1. 農林水産業の担い手に対する支援等の充実強化

(1) 米政策については、国が策定する主食用米等の需給見通しにおいて、適正な在庫量の水準を明確にするとともに、需給と価格が安定する生産数量目標等を設定すること。

また、行政による数量配分の廃止後は、国の一定の関与を前提とした需給調整の仕組みとし、需要に応じた生産に向け、生産者や集荷業者・団体が行う取組内容やその行程など、具体的な内容を早期に提示すること。

(2) 稲作経営の安定を図るため、経営所得安定対策等については、十分かつ安定的な財源を確保すること。特に「水田活用の直接支払交付金」については、主食用米から非主食用米等への生産がより一層誘導され、農業者が安心して取り組めるよう、交付水準を維持するとともに、より地域の裁量が発揮できる、安定的かつ継続的で柔軟な制度とすること。

また、米の需給が緩和している状況に鑑み、深掘りの取組への支援を強化すること。

さらに、米価下落対策については、将来にわたって安定的な稲作経営が行えるよう、豊作等による米の需給変動を補正する新たな仕組みを構築するとともに、補てん上限の見直しなどナラシ対策の改善を図ること

なお、新たに調査・検討を行っている収入保険制度については、万全なセーフティーネットを構築するよう、地域の農業生産や経営状況を十分踏まえた上での制度設計等を行うとともに、適時適切な情報提供を行うこと。

(3) 農地中間管理事業の推進に当たっては、機構集積協力金や農地耕作条件改善事業などの所要額について、国が責任を持って必要な予算を確保すること。

また、農地の受け手となる担い手が規模を拡大する際の支援策を創設するとともに、規模拡大や経営転換した農業者が安定的に農業経営に取り組めるよう、高度な経営指導を行う専門家を派遣するなどの支援策を講ずること。

(4) 担い手の育成に当たっては、青年就農給付金の支給を長期に継続できるよう、必要な予算を安定的に確保し、就農の実態に即した弾力的な運用とするとともに、就農希望者が独立・自営就農に至るまでのサポート体制を充実・強化すること。

また、漁業生産を支える担い手の育成確保に向けて、青年就業準備給付金の給付条件の緩和や、新規就業後の収入が不安定な期間に一定の所得を確保する給付金制度の創設等支援制度の充実・強化を図ること。

さらには、適切な森林整備や国産材の安定供給を担うことができる事業者や人材の育成・確保を図ること。

(5) 日本型直接支払制度については、農業・農村の有する多面的機能の発揮の促進に向けた取組を着実に推進するため、必要な予算を確保するとともに、道県、市町村の財政負担軽減のための財政措置を充実すること。

また、中山間地域において、十分な所得を確保するための公的なサポートを拡充するとともに、安定した財源の確保と地域の実情に即した効果的な支援が行われる制度を構築すること。

(6) 農業委員会制度の見直しに当たっては、主たる目的である農地利用の最適化を通じた農業生産力の増進及び農業経営の合理化が図られるよう、地域の実情に即した制度とすること。

また、農業協同組合等の見直しに係る関係法令の改正に当たっては、農協の地域経済社会に果たしている役割も踏まえ、農家所得の向上と農業・農村の維持・発展に資する形で進めるとともに、農協の自己改革を尊重し、地域の実情や現場の声を的確に反映すること。

(7) 漁業経営の安定化に向けて、省エネルギー化（燃油節減対策等）の技術開発や実用化を積極的に推進するとともに、資源管理・漁業経営安定対策の拡充強化を図るほか、トドやオットセイ、アザラシなど海獣類等による漁業被害に係る総合的な被害防止対策の実現と新たな補償制度の創設等により、漁業経営の維持・安定化を図ること。

(8) 広域的な資源管理体制の構築及びさけ・ます資源の回復や栽培漁業の充実など、水産資源の適切な保存管理と生産の増大が図られる施策を展開すること。

(9) ロシア連邦との協定に基づく漁業は、地域経済に大きく貢献していることから、操業機会の確保を強力に推進すること。

また、ロシア連邦の法律により操業が困難となったロシア水域のさけ・ます流し網漁業について、漁業者はもとより、地域の関連産業などに対して、特段の支援を行うこと。

## 2. 農林水産業の基盤整備の強化

(1) 強い農業と活力ある農村の実現に向け、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化を図るためには、農地の大区画化や汎用化、農業用水利施設の老朽化対策など農業農村整備の計画的かつ着実な推進が重要であることから、当初予算を基本とする必要な予算総額を確保すること。

また、農村地域の防災・減災対策を推進するため、人命に関わる被害が想定される防災重点ため池の耐震診断調査やハザードマップ作成等に対する定額助成制度の延長と、耐震補強工事に関する国費助成の拡大による受益者負担の軽減を図ること。

(2) 再造林や間伐等の森林整備・保全を着実に推進するため、「地球温暖化対策のための税」の用途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方の役割に応じた税財源として確保するなど、森林吸収源対策の地方負担に対する財政措置の充実と地方公共団体及び森林所有者における森林整備の費用負担の軽減化を図るなどの新たな仕組みを構築すること。

また、森林整備と林業振興に不可欠な林道や林業専用道の整備を促進するため、地方公共団体の財政負担が伴わない助成制度を創設すること。

(3) 山地災害等の復旧・予防や水源のかん養など、森林の有する多面的機能を持続的に発揮しながら、資源の循環利用による林業及び木材産業の成長

産業化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保するとともに、森林整備加速化・林業再生交付金の恒久化などにより、間伐や路網の整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設・木造公共施設の整備、民間施設への国産材の利用、さらには木質バイオマスのエネルギー利用等、川上から川下までの総合的な支援策を充実すること。

- (4) 水産資源を育む漁場、漁業の生産性・安全性を向上させる漁港施設及び漁村における快適な生活環境を確保する漁業集落排水施設等の整備、放射性物質やノロウイルスなどへの対策による水産物の安全性の確保、地域産業との連携や消費者ニーズに対応した水産流通・加工業の健全な発展につながる衛生管理の高度化や輸出促進などを推進するため、必要な予算を確保すること。

## 整備新幹線の建設促進について

整備新幹線は、我が国の高速輸送体系を形成し、日本経済の発展と国土・地域づくりの軸となる極めて重要な国家的プロジェクトであり、北海道・東北地域が、その個性を生かし、魅力と活力あふれる地域社会を創り上げ、二十一世紀の我が国の発展に大きく貢献していくために、欠かすことのできない社会資本です。

また、我が国においては、東日本大震災からの復興や持続可能である国土・地域の形成が最重点課題であり、日本経済の再生と国全体の活性化を図るためにも、整備新幹線の一層の推進が必要であることから、次の事項について要望します。

### 1. 整備計画路線（北海道新幹線）の整備促進

北海道新幹線は、災害に強い国土の形成や、北海道と歴史的・文化的に繋がりの深い東北地域との相互連携・交流の発展に必要不可欠であり、その整備促進が急務であることから、全線の早期完成を図るため、次の事項について配慮することを強く求めるものです。

- (1) 新青森・新函館北斗間の万全の体制による一日も早い開業と札幌までの早期完成を図ること。
- (2) 貸付料など幅広い観点からの更なる建設財源の確保や財源措置の拡充による地方負担の軽減を図ること。
- (3) 開業時からの東京～新函館北斗間における3時間台の運行実現や時間帯区分案による高速走行の着実な実現と更なる増便及び抜本的方策による全ダイヤ高速走行の実現を早期に図ること。その際、山形新幹線、秋田新幹線の速達性を損なうことのないよう十分留意すること。

## 2. 基本計画路線の整備計画策定に向けた調査の実施

羽越新幹線、奥羽新幹線などの基本計画路線の整備計画策定に向けた調査を行うこと。

## 並行在来線への支援措置について

整備新幹線の開業に伴い J R 各社から経営分離される並行在来線は、地域住民の日常生活に欠かすことのできない貴重な生活の足として極めて重要な役割を担っています。

また、並行在来線は、単に限られた地域住民の足としてのみ利用されているものではなく、国の物流政策や大規模災害時における物資輸送のリスク分散の観点から、極めて重要な貨物鉄道の広域ネットワークの一部を担っています。

こうした中、平成23年度には貨物調整金制度の拡充がなされ、貨物列車の施設使用や走行実態に見合った線路使用料が実現し、また、平成25年度には、J R 譲渡資産購入経費等の初期投資に係る地方負担に対する交付税措置が創設されるなど、国による地方負担の軽減方策が制度化されたところです。

しかしながら、現在既の開業している並行在来線は、そもそも収益性の低い区間であるがゆえに、制度改善があつてなお、そのほとんどは極めて厳しい経営状況にあります。加えて、平成27年度末の北海道新幹線開業を控え、J R 各社では、並行在来線会社の経営維持にとって大変重要な寝台特急列車「北斗星」の廃止が決定されるなど、地方公共団体の財政状況が厳しい中、今後の並行在来線の維持存続が強く危惧されております。

同様に、今後開業予定の並行在来線についても、多額の初期投資や旅客需要の低迷等により、厳しい経営環境に置かれることが想定されています。

これらの状況や課題を踏まえ、並行在来線が J R 各社からの経営分離後も、将来にわたり安定的に経営を維持するため、既存制度の更なる拡充や新たな支援の仕組みが構築されるよう、次の措置を早急に講ずることを提言します。

1. 並行在来線の赤字解消分も含まれている J R 貸付料の活用など、幅広い観点からの財源確保の方策を検討し、新たな仕組みを早急に講ずること。
2. 経営維持のための地方負担に係る助成措置を講ずること。（運営費助成・

交付税措置)

3. 鉄道資産取得の初期投資及び施設更新費用について、地方負担への交付税措置の拡充及び鉄道事業者への補助制度の創設・拡充をすること。
4. J R から譲渡された鉄道資産や新たに整備・取得した鉄道資産に対する税制特例の拡充（J R 三島特例並みの創設）を講ずること。
5. 並行在来線と J R 路線等を乗り継ぐことによる利用者の負担を緩和するため、乗継割引に対する財政支援制度を創設するとともに、J R に対しても乗継割引制度の導入を指導すること。
6. 北海道と本州間の観光客をはじめとする広域利用者の交通利便性の維持及び並行在来線会社の経営維持のため、J R に対して、北海道新幹線開業後における寝台特急列車の運行本数の維持を強く働きかけること。



## 高速交通ネットワークの整備促進について

元気で豊かな地方を創生するためには、東京一極集中の国土構造を是正し、人材と産業を地方に分散させることが重要であり、そのためには基盤となる高速交通ネットワークを早期に形成することが必要であります。

また、東日本大震災を踏まえ、国土全体で代替性・補完性（リダンダンシー）を確保する国土強靱化の観点からも、広域的にバランスのとれた高速道路等の整備は不可欠であります。

さらに、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催効果を東京のみならず広く地方に波及させるためにも、より一層の整備促進が求められています。

こうしたことから、地域経済を支える産業の振興や雇用の創出、交流人口の増加等による北海道・東北地方の活性化を進めるため、それらの基盤となる高速交通ネットワークを早期に整備されるよう提言します。

1. 人材や企業の地方分散などによる地域産業の振興等「地方創生」の実現に向け、必要な予算を確保し、高規格幹線道路のミッシングリンクの解消、暫定2車線区間の4車線化や、フル規格新幹線網の整備、航空ネットワークの充実など、地方創生の基盤となる高速交通ネットワークの早期整備を促進すること。

## 地方航空路線の維持・拡充について

国は、首都圏の交通利便性を向上させ、ビジネス・観光両面における国際的競争力を大幅に強化するため、羽田空港における新国際線地区の拡充など、首都圏空港機能の拡充・強化に向けた取組を進めています。

一方、地方航空路線を取り巻く状況は、路線の見直しや使用機材の小型化が進められるなど厳しさを増しています。

地方航空路線は、観光振興をはじめ、企業誘致、ビジネス利用、地域間交流などを推進する上で重要な公共交通機関として定着しているほか、地域経済の活性化や国際化を図る上で不可欠な存在であり、特に、北海道・東北地方においては、今後の復興を図る上でも重要な役割を果たすことが期待されています。

また、東日本大震災の発災時には、鉄道や高速道路等が使用できなくなった際の代替交通機関として、さらには、国内外からの支援要員や物資の輸送拠点として十分な機能を発揮するなど、国土強靱化を支える役割も担っています。

そのため、地方において利用拡大に向けた様々な対策を実施しておりますが、地方自治体の取組だけでは限界があることから、国が主体となった路線維持対策が求められています。

このような状況を踏まえ、今後も地方における空港の重要性を認識いただくとともに、航空ネットワークを維持・拡充し地域振興、復興を図っていくため、次のとおり提言します。

1. 少数便路線や不便な条件不利地域において発着する路線について、航空会社が経営効率による判断から路線の休止・減便等を行う場合には、国への届出前に国を交えて空港の設置管理者や地元自治体等と協議を行う制度を設ける等地方路線の維持に配慮すること。

また、国は、地方航空路線の維持・拡充を図るため、航空会社に対する運航費の補助を行うなど、必要な対策を講じること。

2. 空港整備勘定について、十分な除雪体制・消防力の確保等、航空機の定時

性・安全性の向上に資する空港の運営経費や、路線維持・利用促進等のソフト事業に活用できるよう用途の拡大を図ること。

3. 東日本大震災、福島第一原子力発電所事故について、外国の政府・航空会社に対して、随時、正確な情報の発信に努めるとともに、海外からの誘客促進につなげる取り組みを行うこと。

## 除雪事業の体制強化について

北海道・東北地方は、道県土の大部分を積雪寒冷特別地域が占めており、雪への対応のため生活全般にわたり様々なハンディキャップを抱えている中、地域住民が安全で安心できる生活環境を確保する必要があります。

特に、ここ数年にかけては、北海道・東北地方の広範囲にわたって記録的な豪雪となり、高速道路や幹線道路等の通行止めにより多くの車両が立ち往生するなど、住民生活に大きな影響を与える事態が発生しました。

一方、道路除雪費については、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」に規定する補助率が遵守されておらず、国費が十分に補助されないため、道県にとって、道路除雪費の負担は大きく、特に大雪に見舞われた際には、負担が一層増大しています。

また、除雪事業は、多くが民間事業者への委託により実施されておりますが、近年の建設業界を取り巻く厳しい環境の下で、民間事業者の経営体力が低下してきており、除雪オペレーターの雇用継続や機械の保有及び更新が過大な負担となっております。

さらに、除雪オペレーターの高齢化等による担い手不足も顕在化していることから、除雪事業からの撤退を余儀なくされる民間事業者も出てきています。

加えて、民間保有の除雪機械が年々減少していることから、道県の保有機械増強は、財政上大きな負担となっております。

これらの状況を踏まえ、豪雪地帯における持続可能な除雪体制を確保するために、次のとおり提言します。

1. 「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」を遵守し、道県の道路除雪費に対し、国に課せられている補助額を確保するとともに、寒冷地域の除雪についても、積雪寒冷特別地域道路交通確保5箇年計画に位置付け、積雪の程度に応じて必要な費用補助を行うこと。
2. 特に大雪時において、道県の負担が増大しないよう、予算の増額や臨時特

例措置等による追加予算を確保すること。

3. 安定的、持続的な除雪体制を維持するため、民間事業者の除雪オペレーターの人材育成に関する制度や、民間事業者の機械の保有及び更新を支援する制度を創設すること。
4. 道県が保有する除雪機械の増強に要する国庫補助予算の確保に向けて、必要な財源措置を講ずること。
5. 平成 26 年 2 月に東北地方太平洋側の南部及び関東甲信地方を襲った記録的豪雪被害の教訓を踏まえ、普段降雪の少ない地域で大雪となった場合の広域応援体制や費用負担等の仕組みづくり、除雪機の輸送方法の研究と必要な訓練等を検討すること。

## 社会資本総合整備事業における 「雪国ゼロ国制度」の創設について

積雪寒冷地においては、積雪による施工期間の制約に加え、日照時間や除雪作業の影響により冬季の施工時間が減少することなどから、比較的天候が安定している第一四半期の工事を増やすことが重要となります。

国土交通省の社会資本総合整備事業（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）は、地方自治体が社会資本整備の推進を図る上で大きな役割を担っていますが、予算内示から交付申請、交付決定の手続を経ると、工事契約は6月以降となることが多く、工事施工に最も適した時期を逃してしまうなど、効率的に施工する上での課題となっています。

また、改正品確法に基づく運用指針において、発注者は債務負担行為の積極的な活用などにより発注や施工時期等の平準化に努めるよう明示されています。

このため、積雪寒冷地の実情を踏まえ、社会資本総合整備事業においても、通常補助事業のゼロ国債と同様に、年度を跨いだ事業執行が可能となるように、雪国に配慮したゼロ国制度を新たに創設することを提言します。

### 1. 「雪国ゼロ国制度」の創設

積雪寒冷地における社会資本整備を効率的に行うためには、雪解け直後の工事着工を促進することが重要であり、国土交通省の社会資本総合整備事業において、予算年度の前年度中に発注が可能となるように「雪国ゼロ国制度」を創設すること。

## 地域医療の確保について

北海道・東北地方の医師数は、全国平均に比して少なく、医師の地域による偏在が極めて深刻な状況にあります。また、小児科、産婦人科等の特定の分野における医師不足、更には地域住民のニーズに対応し、へき地医療や高度・特殊医療等を担っている自治体病院に勤める病院勤務医の過重労働など、地域医療の確保に向けて、喫緊に対応すべき課題が山積しています。

また、これまでの診療報酬改定では、救急・小児・周産期医療等の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がなされたものとなっておりますが、地方の病院における医師確保、救急・小児・周産期医療の窮状は、経営に伴う収入の増加のみで解決できる状況にはなく、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

つきましては、当地方における医師不足の状況は依然深刻であることから、より実効性のある具体的な医師確保対策に早急に取り組むとともに、採算の面から民間による提供が困難な救急医療、へき地医療を担う公立病院等の運営に対する地方財政措置の更なる拡充を行うなど、地域医療の確保に必要な財政措置及び保健医療サービス提供の根幹を担う人材の確保・育成支援策を講ずることを提言します。

### 1. 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部の養成数増の恒久化及び規制緩和

地域の医療を確保するためには医師の絶対数を増やすことが必要であることから、「新医師確保総合対策」等により増員された大学医学部における医師養成数を恒久的な措置とするとともに、既設医学部の大幅定員増が可能となるよう規制緩和を図ること。

また、こうした医師養成増に伴う教員の配置や教室等の場所の確保など課題もあることから、人員配置及び財政支援の拡充を図ること。

## 2. 地域医療再生のための総合的な政策の確立

国民的合意に基づき、住民が地域で等しく適切な医療を受けられることを目的とした総合的、体系的な「地域医療基本法（仮称）」を制定するとともに、実効性のある運用を実現すること。

具体的には、臨床研修医の募集に際して、地域枠・診療科枠を設定し、全国的な臨床研修医の配置調整を行うとともに、保険医に対する医師過少地域医療機関への勤務を義務付けるなど、地域別、診療科別の医師の偏在を解消する施策を直ちに実行すること。

## 3. 医師の地域偏在解消に向けた実効性ある対策

地域における勤務医不足を解消するために、臨床研修後に医師不足地域での診療を経験させることや、例えば都道府県ごとに保険診療が可能な保険医の定数を定めるなど、医師の地域偏在の解消に向けた実効性のある対策を講ずること。

## 4. 地域医療の安定的確保に向けた医師臨床研修制度の運用

平成 26 年 4 月に施行された臨床研修制度の見直しでは、臨床研修希望者数と募集定員の乖離の解消を図り、都市部への研修医の集中を是正し、地方の医師不足の解消につながるような定員配分を次回見直しに向け徐々に実施することとされた。しかし、臨床研修医の確保は、医師不足道県にとって喫緊の課題であることから、地方の医師不足の解消につながるような定員配分を速やかに実施すること。

また、2 年以上研修医の受入実績のない臨床研修病院の指定取消しについては、医師不足道県の実情に配慮し、引き続き柔軟な対応とすること。

## 5. 特定診療科の医師不足の解消

診療科別の医師の不足数を明らかにし、その必要数を踏まえて、特に深刻な状況にある産婦人科・小児科等の特定診療科の医師不足を解消する施策を充実すること。



## 6. 総合診療専門医育成支援の拡充

地域医療を担う医師を育成する観点から、総合診療専門医の育成支援に積極的に取り組むとともに必要な財政措置を講ずること。

## 7. 臨床教育等における指導医の評価の充実

医師臨床研修の質の向上を図る観点から、診療報酬の加算など臨床教育等における指導医の評価を充実すること。

## 8. 公立病院等の運営に配慮した地方財政措置の拡充等

公立病院の運営に配慮し、地方財政措置の更なる拡充を行うとともに、診療報酬の改定においては、公立病院等の運営についての評価を充実すること。

## 9. 地域医療介護総合確保基金における財源の配分

地域医療介護総合確保基金における財源の配分に当たっては、深刻な医師不足等の医療課題の実情を踏まえて配分すること。

また、地域の実情に応じ、必要な事業が確実に実施できるよう、安定的に予算を確保すること。

## 10. 医療提供体制推進事業費補助金の確保

救急医療、周産期医療等、地域の医療提供体制の推進に不可欠な医療提供体制推進事業費補助金は、平成 23 年度以降、計画額を大幅に下回る交付決定が続き、各事業の実施に多大な支障を来していることから、同補助金の予算を十分に確保すること。

## 11. 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

地域で設定する奨学金制度に対する財政支援を更に拡充すること。

## 12. 地域医療再生臨時特例基金の拡充・延長

地域医療再生臨時特例基金を活用して実施している各種事業については、

地域医療の充実を図るため、今後とも継続して必要となる事業が多いことから、基金の拡充・延長などの措置を図ること。

## 総合的な少子化対策及び 女性活躍支援の推進について

少子化の影響による若年人口の減少や、地方からの人口流出は、地域活力の低下を招く深刻な問題であり、特に多くの地方では、地域経済の根幹を揺るがす危機的状況にあるといえます。

この解決には、結婚を望む人の希望が叶えられ、安心して出産・子育てができ、女性も男性も共に働き共に育むことができる社会の構築が必要であり、そのためには「結婚に関する機運の醸成」「結婚支援の充実」「子育て支援の強化」「女性の活躍促進」など、総合的な対策を同時並行で進めていく必要があります。

新たに策定された少子化社会対策大綱の施策が着実に推進され、国民一人ひとりの希望を実現させるため、政府においても地方と一体となった取組みを強力に推進していかれるよう、次のとおり提言します。

1. 結婚を望む人が希望を叶えられる社会の構築に向け、結婚や子育て、家庭を持つ“幸せ”を前向きに捉える機運の醸成や、多様な出会いの場づくりや仲人活動など地域における結婚支援事業への支援など、未婚化・晩婚化対策について主体的な取組みを実施すること。
2. 若い世代に対して、家族の大切さや結婚し家庭を築くことへの前向きな意識の醸成を図るため、大学や高等学校等の教育の場において、結婚や妊娠・出産、子育てや地元で暮らすことに関する知識の普及を図るなど、自らのライフデザインを考える機会を提供すること。
3. 子どもを生ま育てることに対する不安感・負担感の軽減を図るため、子どもの医療費助成制度への支援や多子世帯に対する保育料軽減措置に係る同時入所要件の撤廃、子育て世代への税制上の優遇措置、三世代同居・近居を促進するための新たな支援制度の創設等により、子育て世代の経済的負担の

軽減を図ること。

4. 若い世代が安定した収入を得て結婚や子育てに踏み切ることができるよう、非正規雇用から正規雇用化に向けた総合的な支援施策を実施するとともに、柔軟な働き方を実現するよう雇用制度を改革することや、企業経営者等の意識改革を進め、企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や長時間労働の是正、女性の管理職登用、男性の育児参画のための特別な休暇の制度導入などを促進すること。
5. 女性の就業支援のためマザーズハローワークの増設や託児併設を行うとともに、地域経済の担い手確保に向け、地方が行う女性対象のワンストップ就労支援窓口への支援など女性のライフステージに応じた就業継続・再就業の支援を強化すること。また、保育所等の整備、発達障がいを始めとする障がい児保育施策の充実など、多様な保育サービスの充実に取り組むこと。
6. 地域の実情に応じて地方公共団体が実施する少子化対策や女性の活躍促進のための施策に対して、柔軟で継続的な財政支援を行うこと。

## 高校生等を対象とした奨学金制度の拡充等について

これからの地方を支え、発展を担っていくのは今を生きる子どもたちです。地方創生を果たしていく上で、人材の育成は特に重要であり、全ての子どもたちに修学の機会を保障し、多様な進路希望を実現していくことが必要です。

高等学校への進学率が 97 パーセントを超える我が国において、経済的な理由により、子どもたちが高等学校への進学や修学を断念せざるを得ないこととなれば、子どもたちの将来が閉ざされ、貧困の連鎖につながりかねません。

全ての意志ある生徒が安心して学業に打ち込めるよう、奨学のための給付金の見直しや奨学金制度の拡充について、次のとおり提言します。

### 1. 奨学のための給付金の見直し

奨学のための給付金国庫補助制度について、通信制課程においては、第1子と第2子以降の給付額の差が解消されたが、全日制等については給付金額に大きな隔たりがあることから、給付額を同一とするとともに、事務費を含めた全額国庫負担により実施するよう制度の改正を行うこと。

### 2. 奨学金制度の拡充

高校生の進路保障のため、国が実施する大学等奨学金事業について、所得連動返還型奨学金制度の導入など、制度の充実を図ること。

## 水素ステーションの整備に係る 支援の継続と拡充について

国は、昨年4月に策定したエネルギー基本計画において、「水素社会の実現に向けた取組の加速」を掲げ、燃料電池自動車の普及を目的に、今年度内に四大都市圏を中心に水素ステーションを100か所程度整備することとしております。

水素エネルギーが有する高いエネルギー効率に加え、環境面及び防災対応面での有効性を踏まえれば、水素社会の実現は国を挙げて取り組むべきテーマであり、地方自治体においても国や業界等と協調した水素エネルギーの利活用方策の推進が求められているものと認識しております。

しかしながら、現状の水素ステーション整備に係る経済産業省の補助事業では、実質的に北海道・東北地域は補助対象地域となっていないほか、来年度以降の補助事業の在り方についても不明確であるため、全国的な取組となっていないのが実情です。

水素ステーションの整備には、1か所当たり5億円とも言われる多額の費用が必要となるほか、燃料電池自動車の普及初期にあつては、厳しい経営を強いられることから、国による財政支援が不可欠だと認識しております。

このような状況を踏まえ、水素エネルギーの利活用の一層の推進を図っていくため、次のことを提言します。

1. 水素ステーションの整備に係る現在の国の補助事業について、平成28年度以降も継続するとともに、北海道・東北地方への整備も進むよう制度設計を見直すこと。
2. 人口や産業の集積、地勢等が様でない各地方の状況を踏まえ、水素ステーションが地域で自立的な経営を確保できるまでの間、その運営に対しても財政支援措置を講ずること。

## 御嶽山噴火災害を踏まえた 火山防災対策の強化について

平成 26 年 9 月に発生した御嶽山の突然の噴火により、多くの尊い人命が失われました。

そうした状況のもと、平成 27 年 3 月には中央防災会議火山防災対策推進ワーキンググループにおいて、「御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進について」を取りまとめ、その着実な実現が必要となっています。

北海道・東北地方では、火山噴火予知連絡会が選定した監視・観測体制の充実が必要な 21 の火山について、火山防災協議会を設置し、入山規制や避難計画の策定などの火山防災対策を講じてきているところですが、尊い人命が失われることがないよう、より一層、万全な火山防災対策を実現するため、次のことを提言します。

1. 噴火による被害を最小限にするため、国において監視・観測体制の更なる充実、強化を図ること。また、火山研究の専門家が不足している現状を踏まえ、人材育成の充実を図ること。
2. 登山客・観光客等の安全を確保するため、山頂部や登山道における通信環境の整備を図るとともに、火山噴火シナリオ、ハザードマップや避難計画の作成主体を法に基づく基本指針等で明確にし、国以外の者が作成主体となる場合には、必要な財政措置を講ずること。

## 土砂災害防止対策の推進について

平成 26 年 8 月に発生した豪雨災害は、広島県をはじめ全国各地に甚大な被害を及ぼし、広島市や北海道礼文町などにおいては、尊い人命が失われました。

近年、こうした局地的な豪雨による土砂災害が増加しており、東北地域においては、平成 25 年 8 月にも人命が失われる災害が発生し、家屋や道路、農作物・農業用施設などにも大きな被害が生じています。

各道県においては、土砂災害警戒区域等の早期指定など、ソフト対策による警戒避難態勢の強化とともに、緊急性の高い土砂災害危険箇所におけるハード整備を計画的に進めていますが、土砂災害から住民の生命・財産を守るためには、さらにスピード感をもって、その両面からなる対策に取り組まなければなりません。

また、「ゲリラ豪雨」とも称される局地的な大雨をもたらす雲は、急速に発達することから、その発生を的確に観測し、迅速な防災活動につなげることが必要になっています。このため、北海道及び北東北地域においては、その観測範囲が未だ一部の地域にとどまっている「XRAIN」レーダ装置の計画的な整備を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進について、次のとおり提言します。

1. 土砂災害警戒区域等の指定を着実に実施できるよう、基礎調査に要する予算を十分かつ確実に確保するとともに、基礎調査に係る国費率の嵩上げや地方負担額への起債充当、特別交付税措置など財政支援の拡充を図ること。
2. 土砂災害防止施設の整備について、保全人家戸数やがけの高さ等、社会資本整備総合交付金事業の採択要件を緩和するとともに、計画的な整備に必要な予算を確保すること。
3. 精度の高い気象観測データの把握のため、「XRAIN」レーダ装置の増設により、その観測範囲を拡大するとともに、より観測精度を向上させるため、複数レーダでカバーする範囲を拡大すること。



## 北方領土問題の早期解決について

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方領土は、戦後 70 年の節目の年を迎えた今日もなおロシアに占拠され、また、当時島を追われた元島民の方々も既に半数以上が亡くなっており、存命の方の平均年齢も 79 歳を超えております。北方領土問題の一日も早い解決は国民の一致した願いです。よって、国においては、次の事項について適切な措置を講ずるよう提言します。

1. 日ロ両国間においてこれまでに達成された諸合意及び諸文書に基づき、強力な対ロ外交交渉の推進を図ること。
2. 国民世論の更なる結集と高揚及び国際世論の喚起を図るとともに、北方領土教育など青少年対策の一層の充実を図ること。
3. 北方領土隣接地域の振興等のため、公共事業等の北方領土隣接地域安定振興対策事業としての優先採択を図ること。また、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」に基づく基金の運用益が減少していることから、これを踏まえた財政支援の充実強化を図ること。
4. 四島交流事業（ビザなし交流）、北方墓参事業及び自由訪問事業を効率的に実施するため、実施団体への支援措置の強化とともに、元島民の高齢化を踏まえ訪問先に応じた出入域手続箇所の複数化を図ること。

## 拉致問題の早期解決について

北朝鮮による拉致問題については、平成14年に5名の拉致被害者が帰国し、その後、平成16年にそのご家族が帰国されて以降、新たな帰国者が不在のまますでに10年以上の歳月が過ぎてしまいました。

このような状況の中、昨年7月1日の日朝実務者協議を経て、北朝鮮は特別調査委員会を設置し、拉致被害者等の調査が行われていますが、これまで誠意のない対応が続き、いまだに調査報告がなされておらず、問題解決に向けた進展が見られておりません。

拉致被害者等の帰国とご家族との再会が一刻も早く実現するよう、国においては、次の事項について適切な措置を講ずるよう提言します。

1. 北朝鮮当局による拉致問題の全面解決に向けて、関係諸国や国際機関等と連携・協調を図りながら主体的に取り組み、調査の実効性をしっかりと確保し、すべての拉致被害者等の一刻も早い帰国を実現させること。
2. 北朝鮮との協議に当たっては、「対話と圧力」、「行動対行動」の原則に基づき、不誠実な対応が続く場合は、昨年7月に一部を解除した制裁処置を見直すなどの措置も視野に入れ、毅然とした姿勢で交渉を行うこと。
3. 北朝鮮に不測の事態が発生した場合の備えや、拉致被害者の安全の確保にあらゆる手立てを尽くすことはもとより、安否不明者の生存確認及び早期帰国の実現を図ること。  
あわせて、拉致の疑いがある方々についての調査・事実確認を引き続き徹底して行い、拉致の事実が確認され次第、被害者として認定すること。
4. 新たな帰国者が直面すると考えられる言葉や住居、医療・保健や生活相談、就職・就業の問題など様々な状況に適切な対応がなされるよう、必要な支援策の整備を進めること。

**東日本大震災からの復興、  
災害に強い国づくりに向けた  
提 言**



## 東日本大震災からの復興、 災害に強い国づくりに向けた提言

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災から既に 4 年 4 か月が経過しましたが、被災地では、今なお約 21 万人もの被災者が仮設住宅等での避難生活を余儀なくされるとともに、大津波によって壊滅した市街地・集落の再建や事業活動の復興についても、人口の流出や高台移転や二重債務問題など困難な課題が山積しており、進捗状況に遅れが見られるなど、依然として、厳しい状況に置かれています。

北海道東北地方知事会としては、発災一月後に、北海道・東北地方が心を一つにして復興に向けた努力を積み重ねていくことを宣言するとともに、これまで 10 回にわたり、政府・与党に対して、被災された方々の生活再建支援をはじめ、復旧・復興に向けた強力な対策について重ねて要請を行って参りました。

被災地においては、住民生活の安全・安心を一日も早く取り戻すため、また、流出した人口が回復し賑わいのあるまちを取り戻すために、早期復興に向け懸命に取り組んでいますが、財政面やマンパワー不足等多くの課題に直面しており、更に東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害によって生じた放射性物質による環境汚染や健康不安、農林水産物や観光等に対する風評被害、県境を越えた広域避難の長期化など様々な影響が東日本のみならず全国に及んでいるところです。

このような状況を踏まえ、復興の象徴となるプロジェクトの推進をはじめ、被災地の実情に応じた復興推進のための全面的な支援や、原子力災害からの安全・安心の確保を求めるとともに、この度の大震災を踏まえた防災体制の強化、災害に備えた広域的高速交通ネットワークや公共インフラの整備など、将来を見据えた災害に強い国づくりに全力で取り組んでいただくことを、強く要請するものです。

# 1. 地域の実態に即した復興関連制度の確立

東日本大震災による被災地では一日も早い復旧・復興と産業の再生を図り、生活の安全と安心を取り戻すべく、今後、更に地域の実態に即した取組を可及的速やかに進めていかななくてはなりません。

については、早期復興に向け、被災地が地域の実情に応じ、また、北海道・東北地方全体の復興に向けて、主体的に取り組んでいけるよう、次の事項について強く要望します。

## (1) 財政支援の継続等

震災からの復旧・復興事業に対しては、国庫補助率のかさ上げや補助対象範囲の拡大、東日本大震災復興交付金の創設や震災復興特別交付税としての地方交付税の増額など、通常より手厚い財政支援措置が講じられているところであるが、復旧・復興の達成には、長期にわたる国の特例的な支援が不可欠であることから、平成 27 年 6 月に決定された「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」にもとづく特例的な財政支援を可能な限り拡充の上、被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで手厚い財政支援措置を継続し、復興への歩みを磐石にすること。

また、「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」において、一般会計等で対応する事業とされた事業であっても、復興のために不可欠な事業であることから、国は平成 28 年度以降も引き続き必要な財源を確保すること。

加えて、国が行う被災地の復旧・復興については、国は平成 28 年度以降も必要な財源を確保し、被災地と一体となった復興の取組を継続すること。

① 被災自治体の財政にとって、各種災害復旧事業等の国庫補助事業の地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分などは、過重負担となり、今後の復興の大きな支障となる懸念があることから、復興に要する費用の地方負担分に対する財源

措置の充実・確保を継続的に図ること。

- ② 平成 23 年度に創設された「取崩し型復興基金」は、被災地域の復興の状況に応じてきめ細かに対処するとともに、事業制度の違いによる支援内容の格差是正にも資する資金として有益である。平成 24 年度東日本大震災復興特別会計補正予算において、津波被災地域における住民の定着促進を図るための震災復興特別交付税が増額されたところであるが、住民の定着には、住宅の再建とともに、「なりわい」の再生が不可欠であり、今後具体化が進む被災地域のまちづくりの進捗に応じた地域経済の復興に向けた事業等に活用できるよう、追加的な財源措置を行うこと。

また、復旧、復興のために造成された各種基金についても、復興の進捗状況を十分に踏まえつつ、その終期の延長や、必要な積み増しを行うこと。

- ③ 避難者を受け入れている地方公共団体の受入れに係る経費についても、災害救助法に基づく求償のほか、特別交付税等により適切に所要額を措置すること。
- ④ 東日本大震災に関連する復旧・復興事業は、当該年度内に終了しない場合、翌年度に予算を明許繰越とし、事業執行を行っているところであるが、マンパワー不足のほか、用地取得の難航や資材不足等の課題の発生により、明許繰越年度内での完了が困難と見込まれることから、被災地における事故繰越手続について、簡素化の措置を継続すること。

また、復興事業のうち平成 27 年度に事故繰越をした予算について繰越年度内に完了しない事業を継続するために必要となる予算の再予算化の継続、それに伴う各種手続きの簡素化・弾力化に加え、現在と同様の財政支援措置を講じること。

- (2) 地方の創意工夫を発揮するための「復興交付金」の継続と十分な予算確保等

被災地域の復興のために必要な取組が確実に実施されるよう、復興が完了するまでの間、復興交付金事業の制度継続と確

実な予算措置を講ずるとともに、その柔軟な運用を図ること。

① 複数年度にわたる復興事業については、必要な期間の交付金を一括して交付するとともに、資材高騰等による事業費の増額に十分に対応できる予算を確保すること。

② 基幹事業と関連し、用途の自由度の高い資金として創設された効果促進事業については、事実上、対象となる事業が限られていることから、対象事業を拡大すること。

また、一括配分について、事業着手前に担当省庁へ用途内訳書を提出する必要がある、事実上の事前同意と変わらない仕組みとなっているため、一括配分の目的である使い勝手の向上につながっていないことから、用途内訳書については、事業着手後の提出で足りる運用とすること。

③ 基幹事業として交付対象となっている5省40事業を引き続き対象とするとともに、「なりわい」の再生に資する事業など、被災地方公共団体が必要とする復興事業について、更に交付対象を拡大すること。

④ 復興交付金の交付対象外の復興事業についても、着実な事業実施が図られるよう、復興が完了するまでの間、「社会資本整備総合交付金（復興）」・「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」等により確実な予算措置を図ること。

⑤ 交付金事業計画の申請手続については、第2回目の提出分から書類の簡素化・省力化が図られたところであるが、一層の事務負担の軽減措置を講ずること。

### （3）放射性物質に汚染された廃棄物の処理の促進

農林業系副産物等の事故由来放射性物質に汚染された廃棄物が多量に発生していることから、円滑に処分を進めるため、ごみ焼却施設の設備改修や最終処分場の拡張及び新設等への財政的支援を強化すること。

### （4）特定被災地方公共団体が整備する一般廃棄物処理施設への財政支援



膨大な災害廃棄物等を短期間で処理した特定被災地方公共団体は、一般廃棄物処理施設の更新を含めた処理体制の再構築が急務となっていることから、循環型社会形成推進交付金（復興特会）による財政支援を継続すること。

#### （５）東日本大震災復興特別区域法の柔軟な運用の実現

① 被災地域における迅速かつ着実な復興の実現に向けて、規制・手続等の特例、税・財政・金融上の支援等を含む復興特区制度の有効な活用を図るため、次のような柔軟な運用を図ること。

- ・ 税制上の特例措置が適用される特区について、申請者が立案したコンセプトや設定した区域を十分に尊重し、柔軟な考え方や工夫を図ること。また、特例措置の期間についても、復興の進捗状況を踏まえ、延長すること。
- ・ 被災住民の生活基盤の安定に密接に関係する規制、手続の特例については、被災地共通の現状と復興に向けてのニーズがあることから、区域ごとに個別の復興推進計画を策定するのではなく、一律に特例措置を適用すること。
- ・ 今後新たな特例措置の追加・充実などが提案された場合についても、被災地の復旧・復興が円滑に進むよう、可能な限り幅広く認めるよう特段の配慮を行うこと。

② 現在、各種復興の取組にマンパワーを重点化させている関係地方公共団体の事務負担を軽減するため、計画作成に係る事務手続の簡素化等を図ること。

#### （６）復旧・復興に要する人的支援及び復興関連事業の業務委託の推進

被災地方公共団体においては、これまでの予算規模をはるかに超える事業を実施することが求められており、任期付職員の採用などによる独自の職員採用や広域的な人的支援だけでは到底人員不足を補うことができず、現場で実務を担当する職員の更なる確保が引き続き必要不可欠なことから、全国の地方公共団体からの

職員派遣に加え、国家公務員や独立行政法人、又は民間企業からの人的支援など、復旧・復興に要する人員確保支援の継続及び強化を図ること。

また、人的支援を実施する地方公共団体に対しては、厳しい財政状況や定員削減の中において、人的支援が円滑かつ継続的に行われるよう、引き続き特段の配慮を行うこと。

併せて、職員の事務負担を軽減するため、復興関連事業の業務委託について、制度の確立を図ること。

#### (7) 教職員の確保等に対する支援の継続

他県に避難した児童生徒を含む被災した児童生徒の心のサポート及び学習支援等に対応するため、教職員の加配措置に加え、スクールカウンセラー等の配置への財政支援を避難した児童生徒の受け入れ地域分も含めて中・長期にわたり継続すること。

#### (8) 地域の実態に即した復興まちづくりの推進

防災集団移転促進事業について、市町村が被災した土地を買い取るための要件は、移転促進区域内の住宅用途に係る宅地及び農地となっているが、これを移転促進区域内の全ての土地が対象となるよう緩和すること。

## 2. 被災者の生活再建に向けた支援

東日本大震災により、被災者は、今もなお、応急仮設住宅等での生活を余儀なくされるなど、依然として厳しい状況に置かれていることから、被災者の早期の生活再建に向け、継続的かつ総合的な支援について強く要望します。

### (1) 被災者の生活支援にかかる財政支援の継続

被災者の福祉的サポート、健康支援、メンタルケア等を行う事業については、緊急雇用創出事業臨時特例交付金、介護基盤緊急整備等臨時特例基金、被災者健康・生活支援総合交付金などを活用して実施しているが、これらの被災者の生活支援に関する各種事業について、平成28年度以降も継続して取り組む必要があることから、中長期にわたる制度として安定した財源の確保がなされるよう財政支援を継続すること。

### (2) 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大と国による財政支援

建設した応急仮設住宅の集約化に際し必要となる居住環境整備等に要する全ての経費を国庫負担とするよう災害救助法の対象経費を拡充するとともに、民間賃貸借上げ住宅の再契約に対する貸主の不同意やプレハブ仮設住宅の集約化等により、入居者が、その責めによらない理由により応急仮設住宅間で転居する場合の移転費用についても国による財政支援を行うこと。

また、災害救助費は当初に比べ大きく減少しているものの、救助事務費は災害救助費に比例して大きく減少するものではなく、救助が長期化する中で十分な財源の確保が図られないことから、救助の実施に必要となる事務経費の全てを国庫負担の対象とすること。

さらに、応急仮設住宅の維持経費や用途廃止した応急仮設住宅の解体撤去に係る経費についても国による財政支援を行うこと。

### (3) 個人の二重債務解消に向けた支援

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」による債務整理の成立割合は、相談件数の約2割と低調であり、住宅再建が進まない要因の一つとなっていることから、個人の住宅ローン等に係る二重債務問題の解決に向け、現行制度の効果的な運用や法整備を含む新たな仕組みの構築など、国による積極的な対応を行うこと。

### (4) 住宅確保に向けた対策

被災市町村の復興状況に応じた災害公営住宅の整備を進めるため、引き続き、国による人的・技術的支援を行うこと。

また、広範囲にわたる甚大な被災状況に鑑み、被災住宅の再建や修繕が早期に図られるよう、被災者生活再建支援について、被災者生活再建支援基金ではなく国の特別の負担により、近時の工事単価の上昇に対応した支援額に拡充するとともに、半壊世帯も対象とするなど支援範囲の拡大等に加え、震災復興特別交付税の地方財政措置等による更なる拡充を図ること。

### (5) 心のケアの推進

東日本大震災の被災者の心のケア対策については、障害者自立支援対策臨時特例基金により岩手県、宮城県、福島県では平成23年度に心のケアセンターを設置したが、平成25年度からは「被災者の心のケア支援事業補助金」として単年度ごとの補助金に変更となった。

また、岩手県、宮城県、福島県以外の都道府県については、設置期限が平成27年度までとなっている自殺対策緊急強化基金の活用により、避難されている被災者の心のケアを含む健康支援について協力することとされている。

さらに、子どもの心のケア等に対しては、平成25年度までは全ての都道府県において「安心こども基金」を活用して実施することができたが、平成26年度からは「被災した子どもの健康・生活

対策等総合支援事業」として東日本大震災復興特別会計へ組替された結果、多くの受入自治体が対象外となっている。

心のケアは長期的な取組が必要であることから、長期にわたる安定した財源の確保を図るとともに、県内・県外を問わず全ての避難者を対象とした施策を講ずること。

#### (6) 被保険者の負担軽減

- ① 国保・介護保険者及び後期高齢者医療広域連合等が実施する被災被保険者に対する保険料（税）及び一部負担金（利用者負担）の減免措置に対し、平成 24 年 9 月末まで講じられていた特別の財政支援と同様の十分な財政措置を講ずること。
- ② 被災した国保被保険者の所得や資産価値の減耗による保険料（税）の賦課総額の減少に対する財政支援を講ずること。
- ③ 平成 25 年度から実施している岩手、宮城、福島の前被災 3 県に対する医療費の増加及び前期高齢者交付金の減少に伴う国民健康保険特別調整交付金による財政支援（平成 24 年度からの特定被災区域に対する財政支援を含む。）について、平成 28 年度以降も継続すること。
- ④ 東日本大震災による甚大な被害により、被災市町村の財政的基盤が大きく損なわれたことから、安定した介護保険事業の運営が図られるよう、介護給付費の地方負担分の国費による補填や調整交付金の増額など、国による十分な財政支援措置を講ずること。

#### (7) 広域避難者に対する生活支援の充実

被災者の避難先は全国に及んでおり、避難先での生活が長期化していることから、不慣れな土地で生活する全ての避難者が安心して生活できるよう、住宅、保健、医療、福祉、就労・就学など、避難生活の安定や、帰郷に向けて、継続的かつ総合的な支援を行うとともに、受入自治体等が実施する支援事業に対し、所要の財政措置を講ずること。

また、国による被災者の生活再建に向けた支援情報の充実を図

るとともに、被災者の住民票の異動の有無にかかわらず、避難者の所在地等を正確に把握できる全国的な仕組みを作るなど、被災者に関する情報把握のための財政措置やシステム開発などの抜本的な対策を講ずること。

(8) 被災地の実態に合った子育て支援の強化

被災地の復興の力となる子どもたちの健全育成については、国が責任を持って支援することが必要であり、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進められるよう被災地の実態に合った施策の実施を全面的に支援すること。

### 3. 甚大な被害を受けた農林水産業・商工業・観光関連産業等の再建・経営支援及び雇用の確保

東日本大震災では、農林水産業の生産基盤や商工業、観光関連施設等が甚大な被害を受けるとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、農林水産物の汚染や国内外における風評被害が発生するなど、北海道・東北地方全体の経済活動に大きな影響が生じました。

については、当該地域の産業が力強く復旧・復興を果たすことができるよう、次の事項について強く要望します。

#### (1) 農林水産業の復旧・復興支援

壊滅的な被害を受けた農林水産業の復興を促進し、生産者をはじめ、農林水産業に関連する加工業者等を含めた全ての者が、再び意欲と希望を持って生産活動等に従事できるよう、地域の復興状況に対応した支援を強化・継続することが必要であり、特に、地域の基幹産業である水産業については、漁業と流通・加工業を一体的に再生し、生産量の回復など早期の復興を図ることが必要であることから、次の措置を講ずること。

##### ① 地域の基幹産業である水産業の復旧・復興支援

漁業と流通・加工業の一体的な再生に向け、現行の高率補助による施設等の整備や、水産業の復興を担う生産者の確保・育成、漁協等関係団体の事務所の新設整備、被災海域における放流種苗の確保、流通・加工業者の事業再開と失われた販路の回復を促進するための支援を継続すること。

特に、福島県では、原子力災害の影響により、漁船、共同利用施設、養殖施設、種苗生産施設の復旧が遅れていることから、生産活動の回復が果たされるまでの間、漁業生産基盤整備等に対する支援事業や、種苗放流支援事業を継続すること。

また、漁場のガレキ撤去や将来にわたる確実な処分について

も全額国庫負担により継続的に支援すること。漁港や海岸保全施設等の早急な復旧に向けても継続的な支援を行うこと。

更に、国等の関係機関による技術者等の派遣など水産業の早期復興に向けた人的支援を継続・強化すること。

#### ② 農業・農村の復旧・復興支援

農業・農村の早期復旧・復興に向けた人的支援と農業生産基盤の復旧のため実施するガレキ混じりの土の処理についての支援を継続すること。

また、共同利用施設の復旧や営農再開に必要な農業機械や資機材の導入、放射性物質の吸収抑制対策、自給飼料生産・調製再編支援等を行うための東日本大震災農業生産対策交付金については、今年度の必要量に応じた補正予算措置を講ずるとともに、平成 28 年度以降も事業要望に合わせた十分な予算を確保し、更には被災地の実情を考慮した採択要件とすること。

#### ③ 災害に強い森林づくりの推進

森林の健全化を通じて、森林からの放射性物質を含む土壌の流出抑制と、被災地の森林・林業・木材産業の再生・復興に寄与する「森林整備事業（災害に強い森林づくり）」は、原子力災害に特有の課題である放射性物質で汚染された森林への対応など、東日本大震災からの復旧・復興に不可欠な取組であることから、平成 28 年度以降も十分な予算を確保するとともに、財政支援として震災復興特別交付税の措置を継続すること。

#### ④ 海岸防災林の復旧・整備

海岸防災林の復旧・整備については、完成まで長期間を要することから、成林するまでに要する経費も対象とするよう現在の補助事業を拡充し、十分な予算を確保するとともに、震災復興特別交付税等の措置を継続すること。

また、海岸防災林の復旧・整備に向けた人的支援を継続すること。

#### ⑤ 被災農林漁業者等への復旧・復興に向けた支援の継続

被災農林漁業者等の経営再建は未だ途上にあることから、制度資金に係る利子助成、保証料を負担する際の助成、償還期限



及び据置期間の延長等の特例措置を平成 28 年度以降も継続すること。

⑥ 農林水産業の 6 次産業化の充実・強化

東日本大震災の被災地において、早期復興の観点から農林水産業の加工・販売、地域資源を活かした産業創出などの 6 次産業化を通じ新たな雇用、所得を創出することが喫緊の課題となっていることから、6 次産業事業者の取組に対し出資、経営支援を行う措置を充実・強化すること。

(2) 「復興特区」等による産業集積支援

震災からの復興を契機とした強固なものづくり基盤の形成と、世界に展開する足腰の強い産業集積を促進するとともに、被災地における新産業と雇用の創出を図るための対策を講ずること。

① 「復興特区」による産業集積支援

東日本大震災復興特別区域法を活用した復興産業集積区域について、区域及び業種の追加に当たっては、被災地の声を十分に反映し、実情に沿った運用をすること。

また、復興特区における税制上の特例措置の期間の延長及び適用要件の緩和についても、被災地の声を十分に反映し、改善すること。

② 企業立地に対する支援

津波被災地域等の復興を促進するために創設された津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金は、被災地域の企業立地と雇用創出にとって大きな効果があることから、被災地における産業復興の実情に応じて本補助制度の期間延長を行うとともに、当該期間を通して事業実施に十分な予算を確保すること。

併せて、新たな工業用地整備及び工場用地への光回線等の通信インフラ整備に対する支援措置を創設すること。

(3) 被災企業等への支援策の拡充

沿岸部の多くの事業者が甚大な被害を受け、また内陸部の事業

者も深刻な間接被害を受けるなど、地域経済は未曾有の危機に直面していることから、一刻も早い復旧・復興に向け、被災企業等に対する助成制度の大幅な拡充・要件緩和や新たな補助制度の創設など、これまでの枠組みにとらわれない大胆な支援策を講ずること。

特に、企業の既存債務に係るいわゆる二重ローン問題については、その早期解決に向け、既存債務の解消のための国による地域の実情に合わせた積極的な支援を引き続き行うこと。

#### ① 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の拡充等

商店街などの本格復興には、被災自治体の復興計画が大きく影響するところであり、土地のかさ上げや区画整理など事業用地の整備に相当の時間を要することから、当該補助事業について、平成 28 年度以降も引き続き事業実施を継続することや手続簡素化の措置の継続及び繰越年度内に完了しない場合の再交付に必要な予算の再予算化の継続を認めるとともに、要件緩和等制度の拡充を図ること。あわせて、個々の施設・設備整備に係る一定の補助制度創設など、これまでの枠組みにとらわれない大胆な支援を行うこと。

#### ② 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の継続

沿岸部の商工会等及び事業協同組合等についても、移転先の目処が立たないなどの理由により、事業着手までに相当の時間を要することから中小企業組合等共同施設等災害復旧事業を継続して実施すること。

なお、商工会等施設復旧事業については、避難指示区域等に所在する商工会等が、避難指示区域等の設定が解除され次第、率先して地元に戻り中小企業等の事業再開支援ができるよう、その実施期間及び予算の十分な確保に特段の配慮を行うこと。

#### ③ 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（商業施設等復興整備補助事業）の拡充等

被災地における商業機能の早期回復に大きな役割を果たすことが期待される商業施設等復興整備補助事業について、平成 28 年度以降も必要な基金の積み増しを行うとともに、被災前の施

設規模や資材高騰の影響等により、補助金の所要額が5億円を超える場合も想定されることから、補助金交付上限を引き上げること及び市町村長等が策定する「まちなか再生計画」の認定にあたり、手続きを迅速に行うなど被災地の実情に応じて柔軟に対応すること。

④ 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金について

上記①、②及び③において、当該補助金の自己負担部分に利用できる被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金についても、需要に応じて必要な予算措置を行うこと。

⑤ 金融支援の継続

被災企業の資金調達手段を今後も確保するため、「東日本大震災復興緊急保証」及び「東日本大震災復興特別貸付」を平成28年度以降においても継続するなど被災企業が資金繰りに支障を来さないよう対策を講ずること。

⑥ JST復興促進センターの継続設置及び復興促進プログラムによる事業の再開

同センターに配置されている「マッチングプランナー」が、被災地企業と県内外の研究機関及び支援機関を結びつけ、復興イノベーションを通じた「産業・なりわいの再生」に取り組んできたことから、継続的に配置すること。

また、本格化する被災地企業の復興を加速化するため、産学共同研究等を促進する復興促進プログラムの公募を再開すること。

(4) 被災した事業者、労働者・離職者等への総合的な就業支援

① 事業復興型雇用創出事業等の要件緩和等

「事業復興型雇用創出事業」及び「震災等対応雇用支援事業」の実施について、より実効性のある事業とするため、事業期間・対象者の要件緩和を図るとともに、被災地の実情に応じ、基金財源の追加交付を行うこと。

② 新卒者に対する就職支援の継続

地元就職を希望する新規高卒予定者の厳しい就職環境を踏ま

え、求人の確保・拡大や被災地に考慮したきめ細かな就職支援を継続すること。

③ 被災者雇用開発助成金の要件緩和

「被災者雇用開発助成金」に係る要件を緩和し、震災時から引き続き被災地域に居住している求職者すべてを対象労働者とする。

(5) 観光復興に向けた支援策の拡充

① 震災や放射性物質による風評の払拭に向けた国内外への正確な情報の発信、誘客促進のための二次交通の整備や国外向けの重点的なプロモーションなど、総合的な支援措置を講ずること。

② 被災地などの観光地へ外国人旅行者を増加させるため、北海道・東北地方が一丸となって安全・安心や隣県と連携した旅行コースをPRし、当地方への訪日外国人の誘客に取り組むため、平成24年7月から実施されている中国人観光客に対する数次査証（ビザ）の発給について、その対象を被災三県（岩手県、宮城県、福島県）のみならず、北海道、青森県、秋田県、山形県及び新潟県の各道県に拡大すること。

## 4. 地域の安全・安心と生活を支える公共インフラの 早期復旧・復興

東日本大震災では、東北地方太平洋側沿岸部を中心に、地域住民の生活の足として、また、物流の動脈として極めて重要な役割を担っている鉄道（JR線、第三セクター鉄道線、地下鉄等）や離島航路、バス等の公共交通インフラが壊滅的な被害を受け、震災から4年4か月が経過した現在も一部路線で運休や暫定ダイヤ等による運行（航）が続いているほか、被災や利用者の減少により公共交通事業者の経営状態は引き続き厳しい状況にあります。

また、地震及びこれに伴う津波は、沿岸地域を中心に壊滅的な被害をもたらし、産業活動の全てが甚大な被害を受けたことから、住民生活の安全、安心の確保や経済社会活動の速やかな回復を図るため、公共施設の早期復旧や整備を図る必要があります。

被災地が今後、復興に向けて力強く歩みを進めていくためには、被災地の地域交通の維持・確保に向けた公共交通インフラをはじめとした、地域の安全・安心と生活を支える公共インフラの早期復旧・復興が不可欠であることから、次の事項について強く要望します。

### （1）被災したJR各線の早期復旧への支援

東日本大震災で被災したJR各線は、現在もなお一部区間で運休を余儀なくされているところであり、東日本旅客鉄道株式会社に対し、鉄道による復旧と早期運行再開に向けて必要な指導・助言を行うこと。特に、JR常磐線の避難指示区域内での復旧については、原子力政策を推進してきた国が責任をもって、財源措置を含めて全線復旧を確実に促進すること。

また、復旧にあたり、まちづくりや安全性確保に伴うルート変更などにより原状での復旧に比べ増加する事業費については、事業費が多額であり自治体が負担することが困難であることから、東日本旅客鉄道株式会社に対し国が全額を支援する新たな制度を創設すること。

### （2）復興に向けた広域道路ネットワーク網の整備促進及び国庫支出金交付率かさ上げ

今回の大震災において、三陸縦貫自動車道や常磐自動車道等をはじめとする高規格幹線道路網が「命の道」として重要な役

割を果たしたところであり、三陸縦貫自動車道を含む三陸沿岸道路や、宮古盛岡横断道路、東北横断自動車道釜石秋田線、みやぎ県北高速幹線道路及び相馬福島道路は復興のリーディングプロジェクトとして加速的に整備することとなったことから、高規格幹線道路を含む広域道路網の整備について、引き続き整備を促進するため、事業の予算と財源の確保を図るとともに、補助事業の国庫支出金交付率のかさ上げなど、被災県財政の負担を軽減する措置を講ずること。

(3) 災害に強い交通ネットワークの整備の促進

被災地域と避難先や内陸部後方支援拠点基地等を結ぶ道路等の災害に強い交通ネットワークの整備も重要であり、復興交付金で措置されない事業については社会資本整備総合交付金（復興）で採択するとともに、予算枠を拡大し、復興事業が終了するまで制度を継続すること。

(4) 地域公共交通の維持・確保に係る被災地事業の特例措置の延長

被災した県における地域公共交通の維持・確保については、沿岸市町村のほか内陸市町村の輸送量が依然低迷している状況にあることから、地域の生活交通確保のため、バス事業者に対する運行欠損額の補助を行う被災地域地域間幹線系統確保維持事業について、補助要件緩和などの特例措置を延長すること。

(5) 社会福祉施設等の災害復旧に係る補助の継続

被災した社会福祉施設等に対する災害復旧費国庫補助金については、被災市町が進める高台移転等による新たなまちづくりと歩調を合わせて再興を予定している施設や原発事故により避難先での仮設施設の建設を考えている施設もあり、復旧完了までに相当の時間がかかることから、全ての施設の復旧工事が完了するまで、必要な時期に資材価格等の高騰にも対応した補助が確実に受けられるよう予算措置を図り、補助を継続すること。

(6) 医療施設の復旧・復興に対する継続的な支援

被災した医療提供施設における、復旧・復興に向けた施設・設備の整備について、地域におけるまちづくりとの整合を図る必要があるが、高台移転や土地のかさ上げなど、まちづくりが

長期にわたる状況となっていることから、復興計画期間を通じて十分な財源を確保するため、地域医療再生基金の設置期間の延長に関して柔軟な取扱いとすること。

労務費や建設資材の高騰が、入札不調など復興事業の進捗に影響を及ぼしているため、建設コストの高騰に対応した財政支援を継続・拡充すること。

(7) 公立学校施設の災害復旧に係る財政支援の拡充等

津波被害により高台移転を予定している学校等について、被災地でも人件費や建築資材の上昇による建設工事価格の上昇に対応した新築復旧単価の見直しが平成 26 年 2 月に行われたが、引き続き上昇傾向にあることから、今後も被災地の状況に応じ、適時適切な財政支援措置を講ずることにより地方の超過負担が生じることのないよう配慮すること。

(8) 公立社会教育施設における国庫支出金交付の継続

津波や原発事故により被災した社会教育施設の一部は、現地再建が困難であり、移転場所の選定作業を含めた復旧完了までに時間がかかることから、平成 28 年度以降も全ての施設の復旧工事が完了するまで人件費や資材価格の上昇等に対応した予算措置を図り、公立社会教育施設災害復旧補助金の交付を継続すること。

## 5. 原子力災害の速やかな収束と安全・安心の確保

東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害は、放射性物質の飛散による健康への不安、農林水産物や土壌等の汚染、更には製造業や商業・観光業等、様々な分野における風評被害など、国民生活はもとより日本の産業・経済に深刻な影響を及ぼしていることから、一刻も早い原子力災害の収束を求めるとともに、国民の安全・安心を確保するため、次の事項について強く要望します。

- (1) 東京電力福島第一原子力発電所においては、廃止措置に向け、汚染水全体の処理対策を含めた中長期ロードマップに基づく取組を国が前面に立ち責任を持って進めること。

また、汚染水問題をはじめとする廃炉に向けた取組が、安全かつ着実に進むよう、国は東京電力に対する指導・監督を徹底するとともに、国内外の英知を結集し、総力を挙げて取り組み、確実に結果を出すこと。

- (2) 廃止措置を進めるに当たっては、あらゆるリスクについて不断に検討し、必要な対策を講ずるとともに、仮設や恒久化されたものも含めた設備の信頼性向上、現場におけるリスク管理の徹底と各対策の重層化を進めること。

また、今後長きにわたる廃炉作業を支える作業員や現場を管理できる人材の計画的な確保・育成や作業環境の改善、労働災害の再発防止が確実に行われ、作業員が安心して働くことができる環境の整備等を東京電力に求めるとともに、国も一体となって取り組むこと。

更に、国はこれらの取組に対する現場を含めた監視体制を強化し、より一層の安全確保に努めること。

- (3) 汚染された雨水を含む汚染水が海洋へ流出することがないように



万全の対策を講ずること。

また、海域モニタリングの実施状況等について国内外へ正しく情報提供するなど、風評対策に万全を期すこと。

(4) 東京電力福島第一原子力発電所1号機の原子炉建屋カバーの解体やがれき撤去作業を始め、放射性物質を飛散させる可能性がある取組においては、飛散を防止する対策とダストモニタやモニタリングポストによる周辺環境の監視を徹底して行い安全を確保するとともに、作業の全体計画や作業状況、モニタリングの結果等について、適時適切に情報提供を行うこと。

(5) 今後の廃止措置の取組においては、情報提供の徹底はもちろんのこと、公開された情報の持つ意味が分かるよう、国民の立場に立った情報公開を行うとともに、国民に対する説明責任を果たすよう、国は東京電力を指導・監督すること。

(6) 環境中に放出された放射性物質の影響については、水、大気、土壌、水道水、農林水産物などに含まれる放射性物質や空間放射線量に関して総合的かつ長期的にモニタリングを実施するとともに、人体への影響や放射性物質の移動・移行状況等に関して科学的根拠に基づいた正確な情報を、国内外へ迅速かつ分かりやすく公表し説明すること。

また、森林内の空間線量率や落葉層及び土壌、立木の放射性セシウム濃度について、詳細かつ継続的に調査して汚染の実態を明らかにするとともに、調査により明らかとなった森林及び立木の汚染状況に応じた森林除染や立木利用の基準を早急に示すこと。

更に、林野火災による放射性物質の再拡散について調査・研究し、必要な対策を実施すること。

加えて、地方公共団体や事業者が行う放射性物質検査等に係る費用については、検査に要する人件費、検査機器購入費、賠償請求のための事務費を含め全て国庫負担又は東京電力による賠償の対象とし、迅速に支払うこと。

(7) 食品中の放射性物質の基準値について、国民が正しく理解できるように、設定根拠や安全性を丁寧かつ分かりやすく説明するなど、万全の対策を講ずること。

また、中古車をはじめとした工業製品等個々の放射線量の規制基準を直ちに定め、取扱いについてのルール作りを行うとともに、業界への指導や基準値を超える製品の回収・損失補償など適切な対応を講ずること。

(8) 出荷が制限されている全ての品目について、具体的な解除要件や解除に向けた手法を明示すること。特に、野生の山菜、きのこについては、採取可能な時期が限られていることに加え、検体量確保が困難であることなどから、地方自治体等による実態に即した検査の結果を踏まえ、より現実的な解除要件とするなど、柔軟に対応すること。

また、野生鳥獣の肉については、解除要件である全市町村で3検体以上の確保は現実的に不可能であり、部分解除等を含め、より実態に即したものとすること。

(9) 放射性物質の除染については、生活や生産活動が再開できるように、生活環境や公共インフラはもとより農地や農業用ダム・ため池及び森林に至るまで迅速かつ着実に行うこと。

特に、避難解除等区域等において住民の帰還に向けた環境を整備するためには、除染特別地域における直轄除染とインフラ復旧等を迅速かつ計画的に進める必要があることから、国は災害復旧事業等に先行した除染を実施すること。

農業用ダム・ため池の対策については、被ばく低減を目的とした除染事業と、営農再開・復興を目的とした福島再生加速化交付金事業の2本立てとなったことから、それぞれの対策において、着実に推進させるために十分な予算を確保するとともに、推進体制の強化を図ること。

また、森林の除染については、対象区域の拡大や、森林内の放

放射性物質の動態変化に即した新たな除染方法の追加など、地域の実情に応じた森林除染の方針を速やかに決定するとともに、早急に森林除染を実施すること。なお、森林整備と放射性物質の拡散防止対策などを一体的に実施する「森林・林業再生対策」については、事業実施に長い年月を要することから、十分な予算を確保するとともに、震災復興特別交付税等の措置を継続すること。

更に、除染に伴い毀損した財物の原状回復費用を補償するとともに、除染に要する費用については、全て国庫負担又は東京電力による賠償の対象とし、迅速に支払いを行うこと。

加えて、放射性物質に汚染された道路側溝汚泥の処分を推進するため、具体的かつ効果的な撤去及び処理方法を提示すること。また、除染に伴って生じる除去土壌等について、仮置場や一時保管場所から搬出できるよう、最終処分の方針を早急に示すとともに、その最終処分先の確保については、周辺住民等の理解が得られるよう、国が責任を持って対応すること。

中間貯蔵施設への搬入ルートについては、路面等の維持管理や交通対策等、県及び市町村の意向を踏まえながら、国において、しっかり取組を進めること。

- (10) 放射性物質に汚染された災害廃棄物や浄水発生土、汚泥、焼却灰、建設・農林業系副産物（土砂、土壌等を含む。）などの廃棄物等の処分に関し、放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg を超える廃棄物等については、国の責任において最終処分のために必要な体制及び施設等を早急に整備し、迅速かつ適切に処理すること。

また、放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg 以下の廃棄物は、一部処理が進んでいるものもあるが、焼却灰や汚染された建設副産物・農業系廃棄物などは、多くが処理施設が確保されずに保管されたままであることから、引き続き、国の責任の下、実効性のある処理対策を講ずること。

なお、これらの廃棄物等の保管や処理に要した費用について、今後発生するものも含め、全て国庫負担又は東京電力による賠償の対象とし、迅速に支払いを行うこと。

(11) 畦畔草や果樹せん定枝などの野焼きについては、周辺地域への生活環境に与える影響が軽微であるとして廃棄物処理法第 16 条の 2 第 3 号で例外的に認められているが、放射性物質に汚染された畦畔草や果樹せん定枝などについて、引き続き野外焼却を可とするか否かの判断基準（科学的根拠）を明確に示すこと。

## 6. 原子力災害による避難者への支援と風評被害対策、損害賠償、地域の再生

原子力災害に伴い、今なお多くの被災者がふるさとを離れた避難生活を余儀なくされ、将来に大きな不安を抱えている状況にあります。

また、農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害、更には農林水産業、製造業、観光業などにおける風評被害、精神的損害、勤労者の就労不能等に伴う損害など、広範な分野・領域で長期にわたる損害が生じています。

こうした避難者への支援や風評被害対策、損害の賠償をはじめとした原子力災害からの復興・再生については、原子力政策を進めてきた国として責任を持って対応すべきことから、次の事項について強く要望します。

- (1) 避難者が安心して生活できるよう、希望の持てる施策と今後の見通しを明確に示した上で、生活の支援、絆の維持及び新たな環境でのコミュニティの形成等のための取組の充実を図るとともに、生活再建に必要な財政支援を行うこと。

特に、避難先における保健・医療・福祉サービスが不足している現状を踏まえ、避難者が避難先において必要なサービスを受けることができるよう、医療・福祉施設の充実や医療従事者の確保などに対し適切な支援を行うこと。

また、県境を越えた広域避難が長期化している避難者の厳しい生活状況を踏まえ、避難者向け借上住宅の住み替えに対する災害救助法の柔軟な運用や高速道路無料措置の延長、心のケア、子どもたちの健全育成に向けた子育て支援の強化など、避難者の生活支援の充実のみならず生活環境の整備とともにすべての避難者が生活再建できるよう、様々な選択肢の提示も含め、支援の充実を図ること。

更に、避難者支援を行う地方公共団体等の負担を前提とせず、

必要な財政措置を行うこと。

(2) 今回の原子力災害により、国内外に生じている広範な風評の払拭を確実に実現すること。

とりわけ外国政府及び海外の航空会社や船会社等に対して、随時、正確な情報を発信するとともに、海外向けの重点的なプロモーションや、査証（ビザ）発給条件の更なる緩和等海外からの誘客促進につながる取組を行うこと。

また、原子力発電所事故の影響に係る農林水産物等の信認回復を早急に図るとともに、農林水産物等の輸出が円滑に進むよう、WTOなど国際機関の活用も含め、正確な情報発信や輸入規制の撤廃等、輸出再開の早期実現及び輸出促進のための取組を強化すること。特に、韓国にはホヤ・ホタテ・スケトウダラなど多くの水産物が輸出されているが、平成25年9月に韓国が我が国に水産物の輸入規制を課しており、また、台湾は平成27年5月に一部地域の水産物を含む食品の輸入に際し放射性物質検査証明書の添付を義務付けるなど、規制を強化した。これらの規制は、復興の途にある水産業において深刻な問題となっており、韓国、台湾等諸外国・地域に対し、科学的な根拠に基づいた冷静な対応を強く求めるとともに、速やかに輸入規制を解除するよう、強力に働きかけること。併せて、これらの状況などについて、これまで国から説明が少なく、見通しが不透明であり事業者の不安が募る一方であることから、まずは国において、取組状況及び関係国の反応を関係道県に対してしっかりと説明し、これを継続して行うこと。

加えて、水産物の放射性物質モニタリングについては、未だに風評被害が収束しておらず、国内流通や輸出促進において大きな足枷となっていることから、集中復興期間の終了後の平成28年度以降についても、これまでと同規模の調査を継続して実施し、結果を国内外に広く公表して安全性のPRを積極的に行うこと。

更に、道県や市町村、事業者等が実施する観光誘客事業や農林水産物、加工食品、工業製品等の販路回復・拡大、販売促進に向けた取組などの風評被害対策事業に対する支援を充実すること。

(3) 原子力発電所事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、被害の実態に見合った賠償が確実かつ迅速になされるよう東京電力を指導すること。

また、被害者に多大な負担を強いている損害額確定までの審査事務等の改善についても東京電力を指導すること。

更に、国策として原子力事業を推進してきた経緯や、原子力災害の実態を踏まえ、原子力損害賠償に関する法律を改正し、賠償についての国の責任をより明確にすること。

あらゆる風評被害について、損害の範囲を幅広く捉え、風評が完全に払拭されるまで確実に賠償の対象となるよう、原子力損害賠償紛争審査会において指針に早急に明記すること。

地方公共団体の損害に係る賠償について、住民の安全・安心を守るために行っている様々な検査等に要する費用や地域の復興のために実施している風評被害対策などの事業に要する費用及びそれらに係る人件費等についても、政府指示の有無にかかわらず事故との因果関係が明らかであることから、確実に賠償がなされるよう、東京電力を指導すること。

消滅時効への対応について、東京電力に対して、将来にわたり消滅時効を援用しないことを具体的かつ明確に示すとともに、時効期間の延長により賠償基準の策定や賠償金の支払を遅延させないよう指導すること。

東京電力が、出荷制限指示や風評被害による対象産品等の営業損失に係る賠償金額から事業者の営業努力等による売上高の増加額を控除していることについて、営業損害を被った事業者の特別な努力を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が行われるよう東京電力を指導すること。

(4) 原子力発電所の事故による災害という特殊な諸事情に鑑み、避難解除等区域等の復興・再生、健康上の不安の解消など安全・安心に暮らせる生活環境の実現、産業の回復、新産業の創出等の地域の復興・再生に不可欠な事業を実施するとともに、必要な予算を十分に確保すること。

(5) 「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（通称「子ども・被災者支援法」）の基本方針については、地域の実情や地域住民の意向等を踏まえ適時見直すこと。

また、被災者生活支援等施策の推進に当たっては、被災者の実情等を踏まえた上で健康や医療の確保、子育て支援、住宅の確保など個別施策の充実を図り、地方公共団体の財政的負担が生じることのないよう、継続的に、必要かつ十分な財源措置を講ずること。また、原子力災害の長期化に伴い新たに生じる課題に対しても、迅速かつ柔軟に対応すること。

(6) 住民の長期にわたる健康の維持・増進を図るため、独自にホールボディカウンターによる内部被ばく検査等を実施している市町村があることから、これらの市町村のホールボディカウンター導入・運用等に係る経費に対する財政措置を講ずること。また、原子力発電所事故後の屋外活動の制限等により、子どもたちの体力低下や肥満など、将来にわたる健康リスクの増大が懸念されるため、健康を守る施策を実施するとともに、継続的に、必要かつ十分な財源措置を講ずること。

(7) 避難地域の復旧・復興に向け、「避難解除等区域復興再生計画」に位置づけた、道路等の広域インフラの整備を早急に進めるべく、社会資本整備総合交付金（復興）等復興予算の拡充・継続による必要な財源の確保など、特段の配慮をすること。

(8) 原子力発電所の長期運転停止や廃炉による立地地域の産業・経済の停滞に対して、国は、これまで住民の理解を得ながら国策に協力してきた立地自治体の現状や意向等を踏まえ、自治体が独自の産業・雇用対策を実施するための新たな交付金制度の創設など、適切な経済対策を早急に実施すること。



## 7. 大震災を踏まえた防災体制の強化

我が国の防災体制については、甚大な被害を受けた東日本大震災の経験を踏まえ、被災地域のみならず国全体として、見直しや再構築を行うことが重要です。

また、原子力防災については、東京電力福島第一原子力発電所事故の原因を徹底的に究明し、検証の結果を踏まえた上で、十分な対策を講ずる必要があることから、次の事項について強く要望します。

(1) 政府の地震調査委員会が行う「地震活動の長期評価」の日本海東縁部を含めた早急な見直しと地震・津波観測体制の充実・強化、大震災の被害状況等の適切な分析評価に基づく津波対策等の防災計画の更なる見直しを実施すること。

(2) 甚大で広範囲な津波被害を想定した防潮堤、海岸防災林等の防災施設、避難路や多重防御を目的とした二線堤、防災行政無線等のハード整備及び発災時の迅速な避難を可能にするソフト施策を組み合わせた総合的な防災対策の推進に対し、全面的な支援と財政措置を講ずること。

特に漁港区域内に相当の延長で存在する防潮堤未整備区間の解消は、十分な津波防護効果を発揮するために必要不可欠であることから、平成 27 年度の国の予算で計上された地方負担を伴わない「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」については、平成 28 年度以降も事業量に合わせ、十分かつ確実に予算を確保すること。

併せて、新たな想定津波に対応する防潮堤における市街地の膨大な数の陸閘の一元的な制御等の高度管理システムの運用に対する財政措置を講ずること。

(3) 多数の住民が迅速かつ確実に避難するための避難道路や、支援物資の緊急輸送など、万が一の際の初動活動を迅速に行うための

道路については、国の負担を強化するなど、別枠で予算を確保した上で、早急な整備と適切な維持を行うこと。

(4) 政府備蓄米には、災害支援用として供給する仕組みがあるにもかかわらず、この度の震災では活用されなかった反省を踏まえ、迅速に被災地等へ供給できるよう見直すこと。

(5) 災害拠点病院をはじめとした医療・福祉施設における災害用施設・設備整備（耐震化、自家発電装置、給水設備、通信機器の整備等）に対する財政措置の継続及び拡充を図るとともに、市町村が福祉避難所を指定するために必要な施設のバリアフリー化や設備整備、物資の備蓄等に対する財政措置を講ずること。

併せて、流通備蓄拠点連携による配送燃料、電力、給水はもとより医薬品、医療材料及び要配慮者に配慮した「特定用途食品」等の確保体制を構築すること。

(6) 大規模災害時において応援部隊の活動拠点、援助物資の搬出入拠点等となる広域防災拠点の整備に対し、全面的な財政支援を行うこと。

また、高速道路のパーキングエリアやサービスエリアについては、道の駅も含めて、運転手の休憩施設としての機能に加え、自家発電や防災用の備蓄倉庫の整備等、防災機能を併せ持った避難施設として活用することが非常に重要であるため、沿岸地方公共団体の復興まちづくり計画や地域防災計画を踏まえ、防災拠点として既存のパーキングエリアやサービスエリアを活用するほか、新たな施設整備を行うこと。

(7) 中核的な広域防災拠点の整備

広域災害時に救援物資の中継や後方支援などの機能のほか、直ちに東北エリアをカバーして現地の司令塔となる広域防災機能と、国の災害対策本部など政府の危機管理機能の代替機能を併せ持った拠点施設を、国の責任において首都圏から近い東北地方に

整備すること。

- (8) 災害時に避難所や福祉避難所において、被災地方公共団体の要請を受けて派遣された社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保健師、看護師など福祉・介護等の専門職員が行う、緊急に必要な介護等の支援の把握・調整、良好な避難環境の整備・調整、相談援助等の要配慮者に対する支援が、災害救助法に基づく救助として円滑・迅速に実施されるよう、同法に明確に位置づけること。

また、避難所等において、要配慮者の相談援助や介護などを担う専門職員で構成する「災害派遣福祉チーム」を制度化するとともに、国において当該チームなどを含む専門職員の派遣調整システムを早急に構築すること。

- (9) 水道施設など日常生活に不可欠なライフラインについては、耐震化を早急に進めるため、補助対象を拡大するとともに、十分な財政措置を講ずること。

- (10) 学校施設の耐震化促進に係る財政支援等の拡充を図ること。

特に、私立学校施設の耐震化については、公立小・中学校に比べて国からの支援が十分なものとなっていないことから、補助率を引上げるなど、施設整備に係る助成制度の充実を図ること。

また、県独自に嵩上げ補助を実施する場合には、交付税措置等の財政支援措置を講ずること。

なお、平成 27 年度予算においては、所要額を確保し、私立学校の耐震化事業に支障を来すことのないよう十分な財政措置を講ずること。

- (11) 地方負担を伴わない補助制度の創設など、民間建築物・住宅の耐震診断及び改修工事への財政支援措置を拡充すること。

- (12) 省庁を越えた全体的かつ効果的で効率的な応援を行うことができるよう、国の指揮命令系統を明確化し、対応調整権限や予算措

置権も含めて、専属組織を創設するなど、国として一元的に緊急対応を行える体制を構築すること。

(13) 現行の法体系では、応援に要した費用は被災した地方公共団体が負担することとなっているため、被災した地方公共団体が応援の要請をためらう要因となっていることから、広域応援を実施した地方公共団体に対して、その応援に要した経費の全額を国が負担する制度とすること。

(14) 広域避難体制について、発災直後から、住民、地域、医療機関、福祉施設、民間企業及び官公庁などの広域避難の調整が緊急に必要となる事態も想定し、これら住民・諸団体等の広域避難に対して、受入側の地方公共団体の長が迅速に対応できるよう、裁量の範囲を拡大すること。

(15) 災害救助法について、広域避難受入も想定し、期間制限や現物給付原則等の資金用途制限を撤廃するとともに、全額国庫負担とした上で、国への直接請求を可能とする制度とすること。

(16) 避難者の所在確認や支援物資輸送など、民間や地方公共団体等の諸主体が実施する初動期段階の対応において、関係諸法令やその運用の慣例などの制約を受けることがあったが、被災地や支援者が適切かつ速やかに対応できるよう、災害時における既存法令等の一時停止について法整備を行うこと。

(17) 今後の大災害における被災リスクの最小化に向け、首都圏等に集中するデータセンターや生産拠点などの国内分散化を促進するための支援制度を拡充するとともに、首都行政機能の継続をはかるための代替拠点を全国に複数設けるなど、バックアップ体制の整備を加速すること。

(18) 大規模・広域・複合災害（原子力複合災害等を含む）を想定し

た国と地方の役割のあり方、緊急時対応から復旧復興に至る事務や権限及び財政負担等の役割分担を含めた災害対策法制等の見直しを行うこと。

(19) 緊急時対応における役割分担のあり方として、地方や民間の主體的な活動を原則としつつ、それに対応できない部分は国の責任で対応すべきことを明確化すること。

(20) 全国各地におけるハード・ソフト対策を引き続き推進するため、事前防災・減災に資する事業について、確実な財源措置をすること。加えて、消防の体制強化など地域の防災力を高めるための体制整備に対する財政支援の拡充並びに重要インフラ対策に係る国庫補助採択基準の緩和等を図ること。

(21) 広域応援・受援体制については、DMAT（災害派遣医療チーム）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）、行政版DMAT（被災経験自治体による支援チーム）など各種分野における支援組織の法制化等も含めて体制を構築すること。

(22) 原子力災害を含む複合災害対策については、東日本大震災の教訓を踏まえ、従来の省庁縦割りから脱し、統一的・効果的な複合災害対応を可能とする体制を整備すること。

(23) 原子力防災対策の推進

① 原子力災害に備えた防災対策については、地域の実情を考慮した上で、原子力災害対策指針、防災基本計画等について不断の見直しを行い、最新の知見を反映させるとともに、地域防災計画の見直しや避難計画の策定に向けた支援を行うこと。

また、緊急時により迅速な防護措置を実施するため、緊急時モニタリングセンターに参画する機関で情報共有できるシステムの運用を早急に開始すること。

さらに、災害の特殊性に鑑み、原子力災害対策重点区域外も

含め、放射性物質への防護機能を有する一時避難所や病院等への防護設備の整備、避難手段の確保、安定ヨウ素剤の適時適切な配布、SPEEDIの活用等、実効性のある原子力防災対策が実施できるよう、全面的な支援と財政措置を講ずること。

- ② 福島第一原子力発電所事故から得られた知見はもとより、国内外における最新の知見を収集し、規制基準を絶えず見直していくこと。また、原子力発電所における万が一のシビアアクシデントに対応するため、高線量率の環境下において事故対応作業を実施するための関係法令を整備するとともに、自衛隊の通常任務に原子力災害対応を追加するなど、国の責任において緊急時に原子炉の冷却や住民避難の支援等が可能な装備を持ち、現場対応ができる部隊を設置すること。
- ③ 原子力規制委員会は、「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」という組織理念を達成するため、組織の健全性や信頼性を評価する機関を新たに設置するなど、地方公共団体の幅広い意見に真摯に耳を傾け、真に国民の理解と信頼が得られる組織とすること。また、規制基準適合性審査など原子力安全規制の取組状況や安全性については、原子力規制委員会が責任を持って、国民及び地方公共団体に対し、明確かつ丁寧な説明を行うこと。

## 8. 広域的にバランスの取れた高速交通ネットワークの形成と公共インフラの整備

東日本大震災では、北海道各港や青森港及び日本海側の道路・空港・港湾等の公共インフラが、甚大な被害を受けた太平洋側の代替機能を担い、復旧・復興支援や東北地方の生活・経済活動維持のために重要な役割を果たしました。

しかしながら、北海道・東北地方においては、太平洋側や日本海側を縦貫する「縦軸」と、太平洋と日本海を結ぶ「横軸」のネットワークが脆弱であるため、その役割を十分に発揮できていない状況にあります。

また、地球規模での経済活動・社会交流が進展する中で、特にアジアの力強い経済成長を我が国経済に取り込むためにも、日本海側と太平洋側を格子状に結ぶ災害に強い高速交通ネットワークの構築や空港・港湾施設等の機能強化が求められています。

北海道・東北地方の持続的な発展、更には、大規模災害時などに多重性（リダンダンシー）を確保する観点から、国の責任において、人・物の交流を活性化させ、各地域が相互に補完し合う広域的にバランスの取れた高速交通ネットワークの形成と公共インフラの整備を早急に推進することを提言します。

- (1) 必要な予算額を確保し、地方負担の軽減を図りつつ、北海道・東北地方の「縦軸」と「横軸」となる高規格幹線道路等のミッシングリンクを解消するなど、格子状骨格道路ネットワークの整備を加速すること。

併せて、大規模災害時に救急救命や物資の輸送で大きな役割を果たす高規格幹線道路については、最低でも4車線化すること。

- (2) 国内外を結ぶ旅客・物資輸送ネットワークと大規模災害時における相互補完性を確保する観点から、地方航空路線の維持・拡充

及び空港・港湾施設等の一層の機能強化を図ること。

- (3) 地域内外を結ぶ鉄道ネットワークの強化と災害時における旅客・物資輸送ルートを確保する観点から、新幹線の整備促進、在来線の高速化の促進や老朽化施設の更新など、安全・安定輸送の確保を図ること。



## 9. 世界に開かれた復興プロジェクトの実現

東日本大震災からの復興に、今後、長きにわたって取り組んでいくためには、住む者が希望と誇りを持ちながら前に進んでいくことができるよう、国内外から人や企業等を引き付け、雇用を生み、地域を活性化していくことが必要不可欠であり、北海道・東北地方においては、東北復興だけでなく、日本復興の象徴となりうるプロジェクトを提案し、あるいは構想しているところです。

については、これらプロジェクトを国家プロジェクトとして位置づけるとともに、強力に推進していくため、次の事項について強く要望します。

### (1) 国際リニアコライダー（ILC）の実現

東北の北上山地が国内の建設候補地になっている「国際リニアコライダー（ILC）」は、世界最先端の素粒子研究施設であり、これを核として、世界最先端の研究を行う多くの人材が集まる国際学術研究都市が形成され、精密実験を支える先端技術も集積するものであり、震災からの復興や地方創生、更には日本再興に大きく寄与するものであることから、国において、ILC日本誘致の方針を早期に決定するとともに、資金の分担や研究参加に関する国際調整等を速やかに進めること。

### (2) 沿岸被災地における地震・津波、防災研究の促進

震災からの復興、更には、世界で二度と同じ悲しみを繰り返すことなく、人類が自然との共生を図っていくため、沿岸被災地をフィールドとした地震・津波発生メカニズム、防災に関する研究や人材育成、災害の記録や研究成果等の情報発信等に対する財政的支援を行うこと。

### (3) 三陸国際海洋研究拠点の構築

地震・津波により海洋生態系は激変しており、これまでの長年にわたる海洋生態系の知見の蓄積を生かした海洋研究や豊富な海洋資源の活用研究等を通じた海洋生態系の回復、豊かな海洋環境の再生や水産業の復興が重要であることから、長期間にわたる調査研究の実施、被災した研究機関等の復旧や研究教育施設の整備などに対する財政的支援を行うこと。

#### (4) 世界をリードする風力発電関連産業の集積

震災及び原子力災害からの復興に向け、東北地方を再生可能エネルギーの一大拠点とするためのシンボルとして、浮体式洋上風力発電実証研究を着実に実施し、世界をリードする浮体式洋上風力発電技術の実用化を目指すとともに、研究開発や試験評価を行う拠点を整備するなど、東北地方における風力発電関連産業の集積に取り組むこと。

#### (5) 海洋再生可能エネルギーの利用促進に向けた研究拠点の整備

北海道・東北地方は、海洋再生可能エネルギーのポテンシャルが高い地域であり、地域のポテンシャルに応じた利用促進を図るため、実証的機能を有する研究拠点を北海道・東北地方に整備すること。

#### (6) 放射光施設の整備

我が国が東日本大震災からの復興を果たすとともに、今後も科学技術立国として世界を先導していくためには、ナノテクノロジーやバイオテクノロジーなど広範な分野での研究・開発を強力に支援する放射光施設の整備が有効であり、かつ放射光施設の空白域である東北地方に当該施設を整備することは、顕在化している全国的な技術開発ニーズの研究や学術的な研究の促進にとどまらず、北海道・東北地方に立地する企業の潜在需要の掘り起こしに繋がることから、放射光施設を国として東北地方に整備すること。

#### (7) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催効果の波及

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、国内におけるスポーツ振興のみならず、全世界に我が国の食や観光などの豊富な資源を発信するまたとない機会であるとともに、事前合宿の実現による各国と地域との交流や食材をはじめとする物資の提供等、被災地の復興を加速する上でも重要な機会である。

については、大会開催による様々な効果を、被災地はもとより、北海道・東北地域全体に波及させ、被災地復興の一層の加速化が図られるよう、事前合宿の誘致やスポーツ・文化の振興、更には観光振興や国際交流の促進など、当該地域における多様な取組に対し積極的な支援を行うこと。

## 10. 再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度が平成 24 年 7 月から運用され、再生可能エネルギーの高いポテンシャルを有する北海道・東北地方においても、発電設備の導入に向けた取組が進んでいます。

一方、再生可能エネルギーの電力系統への接続に関する新たな出力制御のルールが導入されたことなどにより、太陽光発電事業を中心とした投資判断に影響を与えることが懸念されます。

このため、再生可能エネルギーの導入拡大にあたっては、出力抑制を可能な限り避け、系統設備の強化、蓄電池などによる電力安定化対策の促進、地域間連系線の活用などにより、接続可能量を増やしていくことが重要です。

また、環境アセスメントに係る規制等の緩和や、導入と負担のバランスに配慮した固定価格買取制度の見直し、東日本大震災の被災地の復興状況に応じた発電設備の導入支援などにより、民間投資を後押しする必要があります。

加えて、長い海岸線を有し、積雪寒冷地である北海道・東北地方に存在する潮流など海洋エネルギーや、雪氷熱など再生可能エネルギー熱の活用などを促進していく必要があります。

こうした北海道・東北地方の地域特性を十分に配慮しながら、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、地方の自主的で持続可能な社会づくりを目指す「地方創生」の観点に立った施策が必要です。

以上を踏まえ、次のとおり提言します。

- (1) 「地方創生」の観点に立ち、地域特性を十分に配慮しながら、再生可能エネルギーの導入拡大を最大限加速すること。
- (2) 多くの再生可能エネルギー電気を受け入れられるよう、北海道・東北地方における送電線の脆弱な地域の設備強化や蓄電池など系

統の安定化対策に対する支援とともに、地域間の効率的な需給調整を可能にする地域間連系線の整備など電力系統の広域的運用の強化策を国が主導して講ずること。

また、災害時の安定供給の確保及びリスク分散の観点から、太平洋側に加え日本海側にも基幹となる送電設備を設置するなど、電力供給を複線化する措置を講ずること。

(3) 現在、北海道・東北地方において国の補助事業としてSPC（特別目的会社）が行っている「風力発電のための送電網整備実証事業」が円滑に進められるよう、広域送電網の増強、実証事業者への公益特権の付与などの環境整備を図ること。

(4) 系統接続の新たな出力制御ルールが導入されたことに関し、発電事業者や融資を行う金融機関等に対して、当面の事業実現可能性を判断するために必要となる十分な情報を早急に開示するよう、電力会社への働きかけを行うこと。

(5) 再生可能エネルギー発電設備の導入に係る規制等を更に緩和すること。

(6) 発電設備設置者の負担となっている系統までの連系費用を軽減できる措置を講ずること。

(7) 固定価格買取制度における太陽光発電について、規模によるコストの違いを反映できるよう発電規模別の買取価格を設定・追加すること。

また、太陽光発電設備の設置には地域偏在が見られることから、国全体における導入と負担のバランスの是正に配慮し、最大限の導入拡大が可能となるよう制度の見直しを進めること。

(8) 風力発電や地熱発電等のようにリードタイムの長い発電事業の普及を進めるため、太陽光以外の電源で導入される「供給量勘案

上乗せ措置」について、エネルギー種別ごとに、運用開始までに要する期間に応じて延長すること。

また、延長にあたっては、震災の被害が大きい地域においては、復興の進捗状況に配慮すること。

- (9) 非常時における避難住民の受入れや、地域住民の生活等に不可欠な都市機能の維持を担う庁舎、病院、学校、消防、集会所など防災拠点への再生可能エネルギー導入を進める「再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金」について、被災市町村の復興まちづくりの進捗状況に応じ、平成 28 年度以降に復旧予定の施設も対象とできるよう、事業期間を延長すること。

また、今後の新たなニーズに対応できるよう、平成 27 年度に新設された「公共施設への再生可能エネルギー・先進的設備等導入推進事業」を平成 28 年度以降も継続すること。

- (10) 地域の資本や企業の参入促進につながるよう、公的債務保証制度の創設等、金融面での支援策を講ずること。

- (11) 潮流・波力発電など、固定価格買取制度における海洋エネルギーの対象範囲の拡大を図るとともに、国が選定した実証フィールド等を活用する研究機関及び企業が行う海洋エネルギーの技術開発や関連設備の整備に対して支援を行うこと。

また、海洋エネルギーの実証や事業化に当たって必要となる海域利用調整のルールなど、沿岸域の総合的管理の仕組みを構築すること。

- (12) 復興需要に対応した木材供給に伴い発生する端材や樹皮などを積極的に利用することは、被災地の復興推進にもつながるものであり、また、木質をはじめとする未利用バイオマス資源は、再生可能エネルギーとして、天候に左右されず安定的に発電できる特徴を持つものであることから、その利用を促進するため、資源の収集から活用まで、総合的な支援を引き続き講ずること。

(13) 地中熱や雪氷熱等の再生可能エネルギー熱についても、導入拡大に向けた支援措置を拡充すること。

(14) 基幹産業である農林水産業の再生と太陽光、小水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入による災害に強いまちづくりを同時に進めるため、平成 26 年 5 月 1 日に施行された「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく取組を積極的に支援するなど、農山漁村における再生可能エネルギーの活用促進を積極的に進めること。





**平成 28 年度以降の復興事業の  
あり方についての緊急要望**



平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災から 4 年 3 か月が経過しましたが、被災地では、今なお多くの方々が応急仮設住宅等での避難生活を余儀なくされるなど、依然として厳しい状況に置かれています。

北海道東北地方知事会としては、発災一月後に、北海道・東北地方が心を一つにして復興に向けた努力を積み重ねていくことを宣言するとともに、これまで政府・与党に対して、現在の財政支援の継続など復旧・復興に向けた強力な対策について重ねて要請を行って参りました。

このような中、さきに復興庁が公表した「集中復興期間の総括及び平成 28 年度以降の復旧・復興事業のあり方」においては、「復興の基幹的事業」、「原子力災害に由来する事業」について、これまで同様の特例的な措置を継続するとされる一方、復興に資する事業でも、全国共通の課題への対応との性格を併せもつ事業については、自治体負担を導入するとの考え方が示されております。

この「あり方」の公表以降、国におかれましては、被災自治体との意見交換や復興推進委員会等を通じて被災自治体が訴えてきた声をくみ取っていただき、今般公表された「平成 28 年度以降の復興事業にかかる自治体負担の対象事業及び水準について」においては、任期付職員の人件費や三陸沿岸道路整備事業等について、引き続き、全額国費対応としていただくなど、被災地に対して、配慮していただいたものと受け止めております。

しかしながら、震災により財政基盤が弱体化している被災自治体にとっては、自治体負担の水準が低く抑えられたものであっても、今後の復旧・復興の進捗に影響を与えかねないことから、被災自治体が復旧・復興を引き続き円滑に進められるよう、平成 28 年度以降の復興支援の枠組みについて、以下のとおり緊急要望します。

## 1 自治体負担の対象事業等の区分の見直し

自治体負担の対象とされた復興事業の区分の中には、復興まちづくりや産業再生等に欠かすことの出来ない復興支援道路、新設防潮堤、東日本大震災復興交付金における効果促進事業など、本来、「復興の基幹的事業」と考えるべきものが数多く含まれていることから、これらの事業のうち、特に復旧・復興の進捗に影響を与えかねないものについては、区分を見直し、引き続き、全額国費で対応すること。

また、一般会計で実施することとされた事業の中にも、緊急雇用創出事業（事業復興型雇用創出助成金）など、復興の基幹的事業と一体不可分な事業については、区分を見直し、引き続き、東日本大震災復興特別会計で実施すること。

さらに、緊急雇用創出事業（震災等緊急雇用対応事業）のうち、見守りや避難指示区域内の警備等については、平成 28 年度以降は別事業での対応とされたが、農産物の放射線測定などの復興に不可欠な事業のマンパワー不足への対応についても、これまでの緊急雇用創出事業のように、一括して復興庁において新たな制度を設けること。

## 2 被災自治体の財政状況等への配慮

震災により財政基盤が弱体化している上、既に補助対象以外を単独事業で補うなど、多額の負担を強いられている被災自治体にとっては、僅かな負担といえども、今後予定されている事業への影響は計り知れない。また、被害規模が大きかった自治体ほど事業の着手に時間を要している状況にあって、事業の進捗度合いで支援に違いが出てくることは、自治体間の復興に格差が生じることにもなる。

については、自治体負担を導入するに当たり、財政基盤の弱い自治体、事業

の進捗が遅れている自治体に十分配慮すること。

また、平成 27 年 6 月末に「復興・創生期間」の枠組みが決定された以降においても、平成 28 年度の予算編成について、被災自治体の個別の状況や意見を踏まえた上で、取り組むこと。

### **3 原子力災害からの復興への配慮**

原子力災害は大規模な自然災害にとどまらない極めて深刻かつ特殊な被害をもたらし、その影響は広範かつ長期に及んでいることから、引き続き、県及び市町村等の負担とならないよう、全面的な対応を講じること。

特に福島県においては、廃炉・汚染水対策、除染・中間貯蔵施設への搬入、風評被害など、県全域で原子力災害が継続中であり、復興まで長期を要することから、「原子力災害に由来する事業」を最大限広く捉えるとともに、避難 12 市町村内の県事業について全額国庫負担とするなど、さらなる負担の軽減を図ること。

### **4 復興財源の確保**

被災地における復興まちづくりや被災者の生活再建には長期間を要することなどから、まずは平成 28 年度から平成 32 年度までの今後 5 年間、被災県が復旧・復興事業に要する経費については、十分に財源を確保するとともに、避難者を受け入れている道県の避難者支援事業に要する経費については、必要な財源を国において全額措置すること。

